

平成 20 年 11 月 27 日

WHO-FIC インド会議について（暫定版）

主 催： WHO、WHO-FIC インド協力センター共催
開催期間： 平成 20 年 10 月 25 日（土）～11 月 5 日（水）
会 場： インド国デリー市マネッサー
ヘリテージ・ビレッジ
参 加 者： WHO、協力センター、厚生、統計関係部局、オブザーバー等約 100 名が参加

主な議題について：

(1) アジア太平洋地域における公衆衛生情報化の現状に関する報告

- * オーストラリア、カナダ、フィンランド、フランス、インドネシア、イタリア、日本、ラオス、マレーシア、ミャンマー、ネパール、パキスタン、韓国、スリランカ、タイ、英国、米国、ベトナム

(2) 各種委員会報告

● 諮問委員会(Council)

- * 新規研究協力センター登録国の紹介
- * 次回WHO-FIC 諮問会議、RSG会議
2009年4月20日～27日 於：韓国(ソウル)
- * 次年度WHO-FIC年次会議
2009年10月10日～18日 於：韓国(ソウル)
- * 各レファレンスグループの共同議長選挙の報告
- * ICNP(国際看護分類)を関連分類として正式に承認

● 普及委員会(Implementation Committee(IC))

- * 各国の普及状況に関するデータベース設置について報告、アップデートの依頼
- * ICFの地域ネットワークについて、フランス語圏、南米、ヨーロッパからの報告、アジア・パシフィック地域でのネットワーク形成の可能性の検討

- 分類改正改訂委員会(Updating and Revision Committee (URC))
 - * ICD の改正について 202 議題について審議；
 - 133 提案受け入れ
 - 5 提案持ち越し
 - 46 提案削除又は、取り下げ
 - 18 提案 ICD-11 の TAG へ
 - 12 提案情報提供
 - * ICD の大改正(Major update)については、ICD-11 の改訂が実行される 2015 年までに、2010 年に加えて、2013 年、2016 年(適用の遅延を見越して)の 3 回実施。

- 教育委員会(Education Committee(EC))
 - * 疾病コーディング認定プログラム作成作業の継続
 - * 生活機能分類(ICF)教育カリキュラム第 1 版の報告

- 電子媒体委員会(Electronic Tools Committee(ETC))
 - * 次世代死亡統計システム(IRIS)の開発報告
 - * ICD-11 改訂作業ツール(HIKI)の開発報告

- 国際分類ファミリー拡張委員会(Family Development Committee(FDC))
 - * 医療行為の国際分類(ICHI)の開発停止の検討
 - * 医療サービスの分類、各国の状況について議論

- 死因分類改正グループ(Mortality Reference Group (MRG))
 - * 死因分類に関する 45 議題を議論；
 - 術後合併症の選択に関するルール
 - 多発外傷の主要傷病選択手順
 - 死亡統計での活用に ICD が必要とされる機能(ユースケース)に関する報告等

- 疾病分類グループ(Morbidity Reference Group (MbRG))
 - * 主要病態の選択手順の検討
 - * 改訂運営会議の内科部会への意見書の提出

- ターミノロジーグループ(Terminology Reference Group (TRG))
 - * ICD-10 と SNOMED-CT とのマッピング作業報告
 - * ICD 改訂のための疾病モデルの検討

- 生活機能分類グループ(Functioning and Disability Reference Group (FDRG))
(コーディングルール、改正、ICDとの調和、評価と活用、教育、環境因子、ターミノロジーに関する8つのプロジェクトチームにより構成)
 - * ICF-CY 追加項目による改正作業の試行開始
 - * ICF 教育カリキュラム第1版の報告
 - * コーディングガイドラインの作成作業に関する報告

- 改訂の動向について
 - * 筋・骨格系 TAG、皮膚 TAG の設置の了解
 - * シュート先生より、インフォメーションモデルの最新版に関する報告
 - * 菅野先生より、インフォメーションモデルの問題点に関する報告
 - * 2009年(平成21年)4月7日(火)から9日(木)の3日間、日本においてWHO 内科TAG国際会議を開催

WHO-FIC インド会議における ICF の動向

2008 年 10 月 25 日から 31 日の間、生活機能分類グループ (FDRG) が開催された。FDRG は以下の 8 つの課題に基づいて検討グループが組織されている。

①コーディング・ルールやガイドライン

ICF の個々の症例への利用、集団への利用等のシナリオについてガイドラインを作成するための考え方を整理した一覧表を作成。2009 年の WHO-FIC 年次総会までに最終案の完成を目指す。

②ICF 改正

ICF 改正用のプラットフォームをインターネットに作成。今後は FDRG 及び URC(分類改正改訂委員会)の投票を含む ICF 改正の管理プロセスを確立。まず ICF の項目のうち、ICF-CY で変更されたものについて改正を提案。

③ICD との関係

ICD で使用される用語と整合性を図るために対話を継続。

④ICF による評価や統計的活用

一般的に利用可能な ICF のコアセット (parsimonious set) の開発、評価点と既存の測定値との関係性、評価点から算出できる統合指標の開発等、に関する研究発表や経過報告。

⑤ICF の教育

ICF 教育カリキュラム第 1 版が完成。これを元にインターネットに ICF 基礎研修コースを作成中。活動と参加の利用のされ方について調査を開始。

⑥倫理と人権

2009 年 4 月イタリアで International Conference on Disability, Justice and Long-term Care を開催。

⑦環境因子

環境因子の評価や不足している項目 (例: ICF-CY) に関する文書を作成中。ICD や ISO9999 との調和を議論する枠組みを検討。

⑧ICF におけるターミノロジーとオントロジー

ICF の分類項目の定義を用いた情報モデルの作成、オントロジーの開発を検討。

次回 FDRG : 検討中

「生活機能分類—小児青少年版（仮称）（ICF—CY）
の日本語版作成のための検討会」での検討状況について

【これまでの取り組み】

第1回生活機能分類—小児青少年版（仮称）（ICF—CY）の
日本語版作成のための検討会

平成20年6月26日（木）

10:00～12:00

経済産業省 別館1036号室

【議事】

1. 国際生活機能分類—小児青少年版（仮称）（ICF—CY）の動向について
 2. 今後の運営について
 3. その他
- ※ 各構成員から提出された意見をもとに、適切な日本語訳について議論。

第2回生活機能分類—小児青少年版（仮称）（ICF—CY）の
日本語版作成のための検討会

平成20年12月10日（水）

10:00～12:00

5号館 専用第23会議室

【議題】

1. 国際生活機能分類—小児青少年版（仮称）（ICF—CY）の
日本語訳について
 2. 国際生活機能分類の変更すべき項目名について
 3. その他
- ※ 各構成員からの意見提出を踏まえ、日本語訳（事務局案）（4回目）
を提示し議論。 → 了承を得る。
- ※ ICF本体の修正が必要と思われる箇所については、ICF専門委員会に
報告すると共に、議論していただくこととする。

【今後の予定】

平成21年1月～2月 関係省庁及び関係団体に意見照会（最終調整）

平成21年3月13日 第6回社会保障審議会統計分科会「生活機能分類専門委員会」にて最終訳
を報告（予定）

平成21年3月下旬 刊行（予定）

国際生活機能分類の変更すべき用語について

旧	新	該当箇所
【法令の改正等に基づく名称の変更】		
精神分裂症 痴呆	統合失調症 認知症	該当なし b117 知的機能
【医学の進歩等に対応した名称の変更】		
慢性関節リウマチ 妊娠中毒症	関節リウマチ 妊娠高血圧症候群	該当なし 該当なし
【ISOとの整合性をはかるための変更】		
生産品	製品	多数あり ※ 別紙参照
【誤訳と思われる箇所】		
論理的思考の機能 含まれるもの： 機能障害の例としては、 静脈弁閉鎖不全（静脈 拡張、静脈狭窄、静脈瘤）	削除 含まれるもの： 機能障害の例としては、 静脈拡張、静脈狭窄、 静脈瘤でみられるような 弁の閉鎖不全	b147含まれるもの b4152含まれるもの

【ISOとの整合性をはかるための変更】 該当用語: 生産品 → 製品

項 目 (旧)	項 目 (新)
<p>(序論)</p> <p>©世界保健機関 2007年 (中略)</p> <p>特定の会社名あるいは特定のメーカーの生産品の記載があっても、世界保健機関がそこに記載されていないその他の会社あるいは類似品よりも当該の会社あるいは生産品を優先的に支持あるいは推奨するものではない。書き損じおよび脱漏を除き、有標生産品は単語の最初を大文字で表記して区別してある。</p> <p>環境 (中略)</p> <p>児童の環境は、彼らを取り巻く一連の連続したシステムという観点から見る事ができる。それは最も身近な環境から最も遠い環境までを含み、それぞれ、子どもの年齢や発達段階と関連して影響力が異なってくる。乳幼児にとっての制約的な環境は、彼らの運動・移動が限られており、安全と保護を確保する必要があることのアラわれである。幼児は身近な環境にいる人々に大きく依存している。個人が使用するための生産品は、子どもの発達レベルに合ったものでなければならない。たとえば・・・(以下省略)</p>	<p>(序論)</p> <p>©世界保健機関 2007年 (中略)</p> <p>特定の会社名あるいは特定のメーカーの製品の記載があっても、世界保健機関がそこに記載されていないその他の会社あるいは類似品よりも当該の会社あるいは製品を優先的に支持あるいは推奨するものではない。書き損じおよび脱漏を除き、有標製品は単語の最初を大文字で表記して区別してある。</p> <p>環境 (中略)</p> <p>児童の環境は、彼らを取り巻く一連の連続したシステムという観点から見る事ができる。それは最も身近な環境から最も遠い環境までを含み、それぞれ、子どもの年齢や発達段階と関連して影響力が異なってくる。乳幼児にとっての制約的な環境は、彼らの運動・移動が限られており、安全と保護を確保する必要があることのアラわれである。幼児は身近な環境にいる人々に大きく依存している。個人が使用するための製品は、子どもの発達レベルに合ったものでなければならない。たとえば・・・(以下省略)</p>
<p>(第1レベルまでの分類)</p> <p>第1章 生産品と用具 Products and technology</p>	<p>(第1レベルまでの分類)</p> <p>第1章 製品と用具 Products and technology</p>
<p>(第2レベルまでの分類)</p> <p>第1章 生産品と用具 Products and technology</p> <p>e110 個人消費用の生産品や物質 products or substances for personal consumption</p> <p>e115 日常生活における個人用の生産品と用具 products and technology for personal use in daily living</p> <p>e120 個人的な屋内外の移動と交通のための生産品と用具 products and technology for personal indoor and outdoor mobility and transportation</p> <p>e125 コミュニケーション用の生産品と用具 products and technology for communication</p> <p>e130 教育用の生産品と用具 products and technology for education</p> <p>e135 仕事用の生産品と用具 products and technology for employment</p> <p>e140 文化・レクリエーション・スポーツ用の生産品と用具 products and technology for culture, recreation and sport</p> <p>e145 宗教とスピリチュアリティ儀式用の生産品と用具 products and technology for the practice of religion and spirituality</p> <p>e150 公共の建物の設計・建設用の生産品と用具 design, construction and building products and technology of buildings for public use</p> <p>e155 私用の建物の設計・建設用の生産品と用具 design, construction and building products and technology of buildings for private use</p> <p>e160 土地開発関連の生産品と用具 products and technology of land development</p>	<p>(第2レベルまでの分類)</p> <p>第1章 製品と用具 Products and technology</p> <p>e110 個人消費用の製品や物質 products or substances for personal consumption</p> <p>e115 日常生活における個人用の製品と用具 products and technology for personal use in daily living</p> <p>e120 個人的な屋内外の移動と交通のための製品と用具 products and technology for personal indoor and outdoor mobility and transportation</p> <p>e125 コミュニケーション用の製品と用具 products and technology for communication</p> <p>e130 教育用の製品と用具 products and technology for education</p> <p>e135 仕事用の製品と用具 products and technology for employment</p> <p>e140 文化・レクリエーション・スポーツ用の製品と用具 products and technology for culture, recreation and sport</p> <p>e145 宗教とスピリチュアリティ儀式用の製品と用具 products and technology for the practice of religion and spirituality</p> <p>e150 公共の建物の設計・建設用の製品と用具 design, construction and building products and technology of buildings for public use</p> <p>e155 私用の建物の設計・建設用の製品と用具 design, construction and building products and technology of buildings for private use</p> <p>e160 土地開発関連の製品と用具 products and technology of land development</p>

項 目 (旧)
e198 その他の特定の、生産品と用具 products and technology, other specified
e199 詳細不明の、生産品と用具 products and technology, unspecified
<p>第1章 生産品と用具 product and technology</p> <p>本章は、個人の身近な環境において採集、創作、生産、製造された、自然あるいは人工的な生産品や生産品のシステム、装置、器具を扱う。これらはISO9999のテクニカルエイドの分類において、「障害のある人々が使用する、特別に生産されたあるいは一般的に利用し得る、あらゆる生産品、器具、装置あるいは技術システムであり、障害を予防し、代償し、監視し、軽減し、中和化するもの」と定義されている。どのような生産品あるいは用具であっても支援的でありうるということが認められている (ISO9999障害者のためのテクニカルエイドの分類(第2版)、ISO/TC173/SC、ISO/DIS 9999 (rev.))。しかし環境因子の分類の目的に従い、ここでは支援的な生産品と用具(福祉用具)は、より狭く、障害のある人の生活機能を改善するために改造や特別設計がなされた、あらゆる生産品、器具、装置、用具と定義する。</p> <p>e110 個人消費用の生産品や物質 products or substances for personal consumption</p> <p>e1108 その他の特定の、個人消費用の生産品や物質 products or substances for personal consumption, other specified</p> <p>e1109 詳細不明の、個人消費用の生産品や物質 products or substances for personal consumption, unspecified</p> <p>e115 日常生活における個人用の生産品と用具 products and technology for personal use in daily living 日々の活動において用いる装置、生産品、用具。改造や特別設計がなされたものや、使用する人の体内に装着したり、身につけたり、身の回りで使うものを含む。</p> <p>含まれるもの:個人用の一般的かつ支援的な生産品と用具(福祉用具)。除かれるもの:個人的な屋内外の移動と交通のための生産品と用具(e120)、コミュニケーション用の生産品と用具(e125)</p> <p>e1150 日常生活における個人用の一般的な生産品と用具 general products and technology for personal use in daily living 日々の活動において用いる装置、生産品、用具のうち、子供用用具のように、年齢に適したものにす以外は、改造や特別設計はなされていないもの。例えば、衣服や織物。家具や器具。清掃用の生産品や道具。</p> <p>e1151 日常生活における個人用の支援的な生産品と用具(福祉用具) assistive products and technology for personal use in daily living 日々の生活を支援するための装置、生産品、用具であって、改造や特別設計がなされたもの。例えば、義肢や装具。神経機能代行機器(例:蠕動運動、膀胱、呼吸、心拍数を制御する刺激装置)。個人の屋内環境の制御を補助するための環境制御装置(スキャナー、リモートコントロールシステム、音声コントロールシステム、タイマー)。</p> <p>e1152 遊び用の生産品と用具 Products and technology used for play 1人あるいはグループによるルールのあるまたはない遊びに用いる装置、生産品、用具のうち、年齢に適したものにす以外には改造や特別設計はなされていないもの。</p> <p>除かれるもの:日常生活における個人用の一般的な生産品と用具(e1150)、日常生活における個人用の支援的な生産品と用具(福祉用具)(e1151)、教育用の生産品と用具(e130)、文化・レクリエーション・スポーツ用の生産品と用具(e140)</p> <p>e11520 一般的な遊び用の生産品と用具 General products and technology for play 遊びに用いる物品、素材、おもちゃ、その他の生産品。例えば、積み木、ボール、ミニチュア、ゲーム、パズル、ブランコ、すべり台。</p> <p>e11521 遊びやすさを支援するために改造された、生産品と用具 Adapted products and technology for play 遊びを支援するために改造や特別設計がなされた物(もの)、素材、おもちゃ、その他の生産品。例えば、リモートコントロールのミニチュア自動車、改造した公園の遊具。</p>

項 目 (新)
e198 その他の特定の、製品と用具 products and technology, other specified
e199 詳細不明の、製品と用具 products and technology, unspecified
<p>第1章 製品と用具 product and technology</p> <p>本章は、個人の身近な環境において採集、創作、生産、製造された、自然あるいは人工的な製品や製品のシステム、装置、器具を扱う。これらはISO9999のテクニカルエイドの分類において、「障害のある人々が使用する、特別に生産されたあるいは一般的に利用し得る、あらゆる製品、器具、装置あるいは技術システムであり、障害を予防し、代償し、監視し、軽減し、中和化するもの」と定義されている。どのような製品あるいは用具であっても支援的でありうるということが認められている (ISO9999障害者のためのテクニカルエイドの分類(第2版)、ISO/TC173/SC、ISO/DIS 9999 (rev.))。しかし環境因子の分類の目的に従い、ここでは支援的な製品と用具(福祉用具)は、より狭く、障害のある人の生活機能を改善するために改造や特別設計がなされた、あらゆる製品、器具、装置、用具と定義する。</p> <p>e110 個人消費用の製品や物質 products or substances for personal consumption</p> <p>e1108 その他の特定の、個人消費用の製品や物質 products or substances for personal consumption, other specified</p> <p>e1109 詳細不明の、個人消費用の製品や物質 products or substances for personal consumption, unspecified</p> <p>e115 日常生活における個人用の製品と用具 products and technology for personal use in daily living 日々の活動において用いる装置、製品、用具。改造や特別設計がなされたものや、使用する人の体内に装着したり、身につけたり、身の回りで使うものを含む。</p> <p>含まれるもの:個人用の一般的かつ支援的な製品と用具(福祉用具)。除かれるもの:個人的な屋内外の移動と交通のための製品と用具(e120)、コミュニケーション用の製品と用具(e125)</p> <p>e1150 日常生活における個人用の一般的な製品と用具 general products and technology for personal use in daily living 日々の活動において用いる装置、製品、用具のうち、子供用用具のように、年齢に適したものにす以外は、改造や特別設計はなされていないもの。例えば、衣服や織物。家具や器具。清掃用の製品や道具。</p> <p>e1151 日常生活における個人用の支援的な製品と用具(福祉用具) assistive products and technology for personal use in daily living 日々の生活を支援するための装置、製品、用具であって、改造や特別設計がなされたもの。例えば、義肢や装具。神経機能代行機器(例:蠕動運動、膀胱、呼吸、心拍数を制御する刺激装置)。個人の屋内環境の制御を補助するための環境制御装置(スキャナー、リモートコントロールシステム、音声コントロールシステム、タイマー)。</p> <p>e1152 遊び用の製品と用具 Products and technology used for play 1人あるいはグループによるルールのあるまたはない遊びに用いる装置、製品、用具のうち、年齢に適したものにす以外には改造や特別設計はなされていないもの。</p> <p>除かれるもの:日常生活における個人用の一般的な製品と用具(e1150)、日常生活における個人用の支援的な製品と用具(福祉用具)(e1151)、教育用の製品と用具(e130)、文化・レクリエーション・スポーツ用の製品と用具(e140)</p> <p>e11520 一般的な遊び用の製品と用具 General products and technology for play 遊びに用いる物品、素材、おもちゃ、その他の製品。例えば、積み木、ボール、ミニチュア、ゲーム、パズル、ブランコ、すべり台。</p> <p>e11521 遊びやすさを支援するために改造された、製品と用具 Adapted products and technology for play 遊びを支援するために改造や特別設計がなされた物(もの)、素材、おもちゃ、その他の製品。例えば、リモートコントロールのミニチュア自動車、改造した公園の遊具。</p>

項 目 (旧)
e11528 その他の特定の、遊び用の 生産品 と用具 Products and technology used for play, other specified
e11529 詳細不明の、遊び用の 生産品 と用具 Products and technology used for play, unspecified
e1158 その他の特定の、日常生活における個人用の 生産品 と用具 products and technology for personal use in daily living, other specified
e1159 詳細不明の、日常生活における個人用の 生産品 と用具 products and technology for personal use in daily living, unspecified
e120 個人的な屋内外の移動と交通のための 生産品 と用具 products and technology for personal indoor and outdoor mobility and transportation 屋内外を移動するために用いる装置、 生産品 、用具。改造や特別設計がなされたものや、使用する人の体内に装着したり、身につけたり、身の回りで使うものを含む。 含まれるもの:個人的な屋内外の移動と交通のための、一般的かつ支援的な 生産品 と用具。
e1200 個人的な屋内外の移動と交通のための一般的な 生産品 と用具 general products and technology for personal indoor and outdoor mobility and transportation 屋内外を移動するために用いる装置、 生産品 、用具であって、三輪車やベビーカーのように年齢に適したものに する以外には、改造や特別設計はなされていないもの。例えば、陸上や水上、空中を移動する際に用いる、動力 つきや動力なしの乗り物(例:バス、車、バン、その他の動力のある車両や動物による輸送)。
e1201 個人的な屋内外の移動と交通のための支援的な 生産品 と用具(福祉用具) assistive products and technology for personal indoor and outdoor mobility and transportation 屋内外を移動するために用いる装置、 生産品 、用具であって、改造や特別設計がなされたもの。例えば、歩行補 助具、特殊車両、改造された乗り物、車椅子、スクーター、移乗器具。
e1208 その他の特定の、個人的な屋内外の移動と交通のための 生産品 と用具 Products and technology for personal indoor and outdoor mobility and transportation, other specified
e1209 詳細不明の、個人的な屋内外の移動と交通のための 生産品 と用具 products and technology for personal indoor and outdoor mobility and transportation, unspecified
e125 コミュニケーション用の 生産品 と用具 products and technology for communication 情報の伝達活動に用いる装置、 生産品 、用具。改造や特別設計がなされたものや、使用する人の体内に装着し たり、身につけたり、身の回りで使うものを含む。 含まれるもの:コミュニケーション用の、一般的かつ支援的な 生産品 と用具(福祉用具)。
e1250 コミュニケーション用の一般的な 生産品 と用具 general products and technology for communication 情報の伝達活動において用いる装置、 生産品 、用具であって、改造や特別設計はなされていないもの。例えば、 視聴覚器具、録音機や受信機、テレビとビデオ設備、電話機、音声伝達システムと対面型コミュニケーション用 具。
e1251 コミュニケーション用の支援的な 生産品 と用具(福祉用具) assistive products and technology for communication 情報伝達を支援する装置、 生産品 、用具であって、改造や特別設計がなされたもの。例えば、特殊な視覚器具、 電気光学的器具、特殊な書字用具、描画用または手書き用の用具。信号システム。特殊なコンピュータのソフト ウェアやハードウェア。人工内耳、補聴器、学習用FM補聴器、人工声帯。コミュニケーションボード、めがね、コン タクトレンズ。

項 目 (新)
e11528 その他の特定の、遊び用の 製品 と用具 Products and technology used for play, other specified
e11529 詳細不明の、遊び用の 製品 と用具 Products and technology used for play, unspecified
e1158 その他の特定の、日常生活における個人用の 製品 と用具 products and technology for personal use in daily living, other specified
e1159 詳細不明の、日常生活における個人用の 製品 と用具 products and technology for personal use in daily living, unspecified
e120 個人的な屋内外の移動と交通のための 製品 と用具 products and technology for personal indoor and outdoor mobility and transportation 屋内外を移動するために用いる装置、 製品 、用具。改造や特別設計がなされたものや、使用する人の体内に装 着したり、身につけたり、身の回りで使うものを含む。 含まれるもの:個人的な屋内外の移動と交通のための、一般的かつ支援的な 製品 と用具。
e1200 個人的な屋内外の移動と交通のための一般的な 製品 と用具 general products and technology for personal indoor and outdoor mobility and transportation 屋内外を移動するために用いる装置、 製品 、用具であって、三輪車やベビーカーのように年齢に適したものに する以外には、改造や特別設計はなされていないもの。例えば、陸上や水上、空中を移動する際に用いる、動力 つきや動力なしの乗り物(例:バス、車、バン、その他の動力のある車両や動物による輸送)。
e1201 個人的な屋内外の移動と交通のための支援的な 製品 と用具(福祉用具) assistive products and technology for personal indoor and outdoor mobility and transportation 屋内外を移動するために用いる装置、 製品 、用具であって、改造や特別設計がなされたもの。例えば、歩行補 助具、特殊車両、改造された乗り物、車椅子、スクーター、移乗器具。
e1208 その他の特定の、個人的な屋内外の移動と交通のための 製品 と用具 Products and technology for personal indoor and outdoor mobility and transportation, other specified
e1209 詳細不明の、個人的な屋内外の移動と交通のための 製品 と用具 products and technology for personal indoor and outdoor mobility and transportation, unspecified
e125 コミュニケーション用の 製品 と用具 products and technology for communication 情報の伝達活動に用いる装置、 製品 、用具。改造や特別設計がなされたものや、使用する人の体内に装着し たり、身につけたり、身の回りで使うものを含む。 含まれるもの:コミュニケーション用の、一般的かつ支援的な 製品 と用具(福祉用具)。
e1250 コミュニケーション用の一般的な 製品 と用具 general products and technology for communication 情報の伝達活動において用いる装置、 製品 、用具であって、改造や特別設計はなされていないもの。例えば、 視聴覚器具、録音機や受信機、テレビとビデオ設備、電話機、音声伝達システムと対面型コミュニケーション用 具。
e1251 コミュニケーション用の支援的な 製品 と用具(福祉用具) assistive products and technology for communication 情報伝達を支援する装置、 製品 、用具であって、改造や特別設計がなされたもの。例えば、特殊な視覚器具、 電気光学的器具、特殊な書字用具、描画用または手書き用の用具。信号システム。特殊なコンピュータのソフト ウェアやハードウェア。人工内耳、補聴器、学習用FM補聴器、人工声帯。コミュニケーションボード、めがね、コン タクトレンズ。

項 目 (旧)	項 目 (新)
<p>e1258 その他の特定の、コミュニケーション用の生産品と用具 products and technology for communication, other specified</p> <p>e1259 詳細不明の、コミュニケーション用の生産品と用具 products and technology for communication, unspecified</p> <p>e130 教育用の生産品と用具 products and technology for education 知識や学識、技能の習得のために用いる装置、生産品、工程、手法、用具。改造や特別設計がなされたものを含む。</p> <p>含まれるもの:教育用の一般的かつ支援的な生産品と用具(福祉用具)。</p> <p>e1300 教育用の一般的な生産品と用具 general products and technology for education 知識や学識、技能の習得のために用いる装置、生産品、工程、手法、用具であって、改造や特別設計はなされていないもの。例えば、書物、マニュアル、教育用玩具。コンピュータのハードウェアやソフトウェア。</p> <p>e1301 教育用の支援的な生産品と用具(福祉用具) assistive products and technology for education 知識や学識、技能の習得のために用いる装置、生産品、工程、手法、用具であって、改造や特別設計がなされたもの。例えば、特別なコンピュータ機器</p> <p>e1308 その他の特定の、教育用の生産品と用具 products and technology for education, other specified</p> <p>e1309 詳細不明の、教育用の生産品と用具 products and technology for education, unspecified</p> <p>e135 仕事用の生産品と用具 products and technology for employment 仕事上の活動を容易にするために用いる装置、生産品、用具。</p> <p>含まれるもの:仕事用の一般的かつ支援的な生産品と用具(福祉用具)。</p> <p>e1350 仕事用の一般的な生産品と用具 general products and technology for employment 作業活動を促進するために、仕事に関連して用いる装置、生産品、用具であって、改造されていないもの。例えば、道具、機械、事務用設備。</p> <p>e1351 仕事用の支援的な生産品と用具(福祉用具) assistive products and technology for employment 作業活動を促進するために、仕事に関連して用いる装置、生産品、用具であって、改造や特別設計がなされたもの。例えば、高さが調整可能なテーブルや机、ファイルキャビネット。リモートコントロールの事務所の出入り口。仕事に関連した課題の遂行を促進させたり、職場環境を制御するためのコンピュータのハードウェアやソフトウェア、付属品や環境制御装置(例:スキャナー、リモートコントロールシステム、音声コントロールシステム、タイマー)。</p> <p>e1358 その他の特定の、仕事用の生産品と用具 products and technology for employment, other specified</p> <p>e1359 詳細不明の、仕事用の生産品と用具 products and technology for employment, unspecified</p>	<p>e1258 その他の特定の、コミュニケーション用の製品と用具 products and technology for communication, other specified</p> <p>e1259 詳細不明の、コミュニケーション用の製品と用具 products and technology for communication, unspecified</p> <p>e130 教育用の製品と用具 products and technology for education 知識や学識、技能の習得のために用いる装置、製品、工程、手法、用具。改造や特別設計がなされたものを含む。</p> <p>含まれるもの:教育用の一般的かつ支援的な製品と用具(福祉用具)。</p> <p>e1300 教育用の一般的な製品と用具 general products and technology for education 知識や学識、技能の習得のために用いる装置、製品、工程、手法、用具であって、改造や特別設計はなされていないもの。例えば、書物、マニュアル、教育用玩具。コンピュータのハードウェアやソフトウェア。</p> <p>e1301 教育用の支援的な製品と用具(福祉用具) assistive products and technology for education 知識や学識、技能の習得のために用いる装置、製品、工程、手法、用具であって、改造や特別設計がなされたもの。例えば、特別なコンピュータ機器</p> <p>e1308 その他の特定の、教育用の製品と用具 products and technology for education, other specified</p> <p>e1309 詳細不明の、教育用の製品と用具 products and technology for education, unspecified</p> <p>e135 仕事用の製品と用具 products and technology for employment 仕事上の活動を容易にするために用いる装置、製品、用具。</p> <p>含まれるもの:仕事用の一般的かつ支援的な製品と用具(福祉用具)。</p> <p>e1350 仕事用の一般的な製品と用具 general products and technology for employment 作業活動を促進するために、仕事に関連して用いる装置、製品、用具であって、改造されていないもの。例えば、道具、機械、事務用設備。</p> <p>e1351 仕事用の支援的な製品と用具(福祉用具) assistive products and technology for employment 作業活動を促進するために、仕事に関連して用いる装置、製品、用具であって、改造や特別設計がなされたもの。例えば、高さが調整可能なテーブルや机、ファイルキャビネット。リモートコントロールの事務所の出入り口。仕事に関連した課題の遂行を促進させたり、職場環境を制御するためのコンピュータのハードウェアやソフトウェア、付属品や環境制御装置(例:スキャナー、リモートコントロールシステム、音声コントロールシステム、タイマー)。</p> <p>e1358 その他の特定の、仕事用の製品と用具 products and technology for employment, other specified</p> <p>e1359 詳細不明の、仕事用の製品と用具 products and technology for employment, unspecified</p>
<p>e140 文化・レクリエーション・スポーツ用の生産品と用具 products and technology for culture, recreation and sport 文化活動やレクリエーション、スポーツを行ったり、活発にするために用いる装置、生産品、用具。改造や特別設計がなされたものを含む。</p> <p>含まれるもの:文化・レクリエーション・スポーツ用の、一般的かつ支援的な生産品と用具(福祉用具)。除かれるもの:遊び用の生産品と用具(e1152)</p>	<p>e140 文化・レクリエーション・スポーツ用の製品と用具 products and technology for culture, recreation and sport 文化活動やレクリエーション、スポーツを行ったり、活発にするために用いる装置、製品、用具。改造や特別設計がなされたものを含む。</p> <p>含まれるもの:文化・レクリエーション・スポーツ用の、一般的かつ支援的な製品と用具(福祉用具)。除かれるもの:遊び用の製品と用具(e1152)</p>

項 目 (旧)	項 目 (新)
<p>e1400 文化・レクリエーション・スポーツ用の一般的な生産品と用具 general products and technology for culture, recreation and sport 文化活動やレクリエーション、スポーツを行ったり、活発にするために用いる装置、生産品、用具であって、改造あるいは特別にデザインされていないもの。例えば、玩具、スキー板、テニスボール、楽器。</p>	<p>e1400 文化・レクリエーション・スポーツ用の一般的な製品と用具 general products and technology for culture, recreation and sport 文化活動やレクリエーション、スポーツを行ったり、活発にするために用いる装置、製品、用具であって、改造あるいは特別にデザインされていないもの。例えば、玩具、スキー板、テニスボール、楽器。</p>
<p>e1401 文化・レクリエーション・スポーツ用の支援的な生産品と用具(福祉用具) assistive products and technology for culture, recreation and sport 文化活動やレクリエーション、スポーツを行ったり、活発にするために用いる装置、生産品、用具であって、改造や特別設計がなされたもの。例えば、スポーツ用に改良された移動用具、音楽やその他の芸術活動のために改造された用具。</p>	<p>e1401 文化・レクリエーション・スポーツ用の支援的な製品と用具(福祉用具) assistive products and technology for culture, recreation and sport 文化活動やレクリエーション、スポーツを行ったり、活発にするために用いる装置、製品、用具であって、改造や特別設計がなされたもの。例えば、スポーツ用に改良された移動用具、音楽やその他の芸術活動のために改造された用具。</p>
<p>e1408 その他の特定の、文化・レクリエーション・スポーツ用の生産品と用具 products and technology for culture, recreation and sport, other specified</p>	<p>e1408 その他の特定の、文化・レクリエーション・スポーツ用の製品と用具 products and technology for culture, recreation and sport, other specified</p>
<p>e1409 詳細不明の、文化・レクリエーション・スポーツ用の生産品と用具 products and technology for culture, recreation and sport, unspecified</p>	<p>e1409 詳細不明の、文化・レクリエーション・スポーツ用の製品と用具 products and technology for culture, recreation and sport, unspecified</p>
<p>e145 宗教とスピリチュアリティ儀式用の生産品と用具 products and technology for the practice of religion and spirituality 宗教やスピリチュアリティ儀式に関連して象徴的意味を与えられたり、もつようになった、独特のあるいは量産された生産品と用具。改造や特別設計がなされたものを含む。</p>	<p>e145 宗教とスピリチュアリティ儀式用の製品と用具 products and technology for the practice of religion and spirituality 宗教やスピリチュアリティ儀式に関連して象徴的意味を与えられたり、もつようになった、独特のあるいは量産された製品と用具。改造や特別設計がなされたものを含む。</p>
<p>含まれるもの: 宗教とスピリチュアリティ儀式用の、一般的かつ支援的な生産品と用具(福祉用具)。</p>	<p>含まれるもの: 宗教とスピリチュアリティ儀式用の、一般的かつ支援的な製品と用具(福祉用具)。</p>
<p>e1450 宗教とスピリチュアリティ儀式用の一般的な生産品と用具 general products and technology for the practice of religion or spirituality 宗教やスピリチュアリティ儀式に関連して象徴的意味を与えられたり、もつようになった、独特のあるいは量産された生産品と用具であって、年齢に適したものにする以外には、改造や特別設計はなされていないもの。例えば、(タイ土着宗教の)精霊の家、メイボール、かぶり物、仮面、十字架、(ユダヤ教の)燭台、(イスラム教の)礼拝用敷物。</p>	<p>e1450 宗教とスピリチュアリティ儀式用の一般的な製品と用具 general products and technology for the practice of religion or spirituality 宗教やスピリチュアリティ儀式に関連して象徴的意味を与えられたり、もつようになった、独特のあるいは量産された製品と用具であって、年齢に適したものにする以外には、改造や特別設計はなされていないもの。例えば、(タイ土着宗教の)精霊の家、メイボール、かぶり物、仮面、十字架、(ユダヤ教の)燭台、(イスラム教の)礼拝用敷物。</p>
<p>e1451 宗教とスピリチュアリティ儀式用の支援的な生産品と用具(福祉用具) assistive products and technology for the practice of religion or spirituality 宗教やスピリチュアリティ儀式に関連して象徴的意味を与えられたり、もつようになった生産品と機器であって、改造あるいは特別にデザインされたもの。例えば、点字による宗教的書物、点字タロットカード、寺院に入る時の車椅子の車輪のための特別な保護カバー。</p>	<p>e1451 宗教とスピリチュアリティ儀式用の支援的な製品と用具(福祉用具) assistive products and technology for the practice of religion or spirituality 宗教やスピリチュアリティ儀式に関連して象徴的意味を与えられたり、もつようになった製品と用具であって、改造あるいは特別にデザインされたもの。例えば、点字による宗教的書物、点字タロットカード、寺院に入る時の車椅子の車輪のための特別な保護カバー。</p>
<p>e1458 その他の特定の、宗教とスピリチュアリティ儀式用の生産品と用具 Products and technology for the practice of religion or spirituality, other specified</p>	<p>e1458 その他の特定の、宗教とスピリチュアリティ儀式用の製品と用具 Products and technology for the practice of religion or spirituality, other specified</p>
<p>e1459 詳細不明の、宗教とスピリチュアリティ儀式用の生産品と用具 products and technology for the practice of religion or spirituality, unspecified</p>	<p>e1459 詳細不明の、宗教とスピリチュアリティ儀式用の製品と用具 products and technology for the practice of religion or spirituality, unspecified</p>
<p>e150 公共の建物の設計・建設用の生産品と用具 design, construction and building products and technology of buildings for public use 公共の利用のために計画・設計・建設された人工的な環境の建物内外を形作る生産品と用具。改造や特別設計がなされたものを含む。</p>	<p>e150 公共の建物の設計・建設用の製品と用具 design, construction and building products and technology of buildings for public use 公共の利用のために計画・設計・建設された人工的な環境の建物内外を形作る製品と用具。改造や特別設計がなされたものを含む。</p>
<p>含まれるもの: 建物の出入り、建物内の設備・道順に関連する設計・建設用の生産品と用具。</p>	<p>含まれるもの: 建物の出入り、建物内の設備・道順に関連する設計・建設用の製品と用具。</p>

項 目 (旧)
<p>e1500 公共の建物の出入りに関連する設計・建設用の生産品と用具 design, construction and building products and technology for entering and exiting buildings for public use 公共の利用のために計画・設計・建設された人工的な環境への、出入りに関連する生産品と用具。例えば、公共の利用のための建物(例:職場、商店、劇場)や公共の建物の、出入り口の設計や建設、移設可能なまたは固定式のスロープ、自動扉、ドアの把手、段差のないドアの出入り口などの設計や建設。</p>
<p>e1501 公共の建物内の設備の利用を容易にする設計・建設用の生産品と用具 design, construction and building products and technology for gaining access to facilities inside buildings for public use 公共の利用のために設計・建設された屋内の設備に関連する生産品と用具。例えば、手洗いの設備、電話、ループアンテナ、エレベーター、エスカレーター、サーモスタット(温度調節用)。講堂やスタジアムに分散配置された利用容易(アクセスが容易)な座席。</p>
<p>e1502 公共の建物内の道案内・道順・場所表示の配置に関連する設計・建設用の生産品と用具 design, construction and building products and technology for way finding, path routing and designation of locations in buildings for public use 公共の利用のために設計・建設された、建物内外の生産品と用具であって、建物内や近辺の地理が分かり、行きたい場所の位置を確認することを支援するためのもの。例えば、点字または文字での、標識、廊下の幅や床面の状態の表示、利用容易(アクセスが容易)な売店の案内、また、その他の形式の案内板。</p>
<p>e1503 公共の建物内での人の身体的安全のための設計・建設用の生産品と用具 Design, construction and building products and technology for physical safety of persons in buildings for public use 公共の利用のための建物内外の生産品と用具であって、安全を確保するためのもの。例えば、ベッドの安全柵や緊急用標識。</p>
<p>e1508 その他の特定の、公共の建物の設計・建設用の生産品と用具 design, construction and building products and technology of buildings for public use, other specified</p>
<p>e1509 詳細不明の、公共の建物の設計・建設用の生産品と用具 Design, construction and building products and technology of buildings for public use, unspecified</p>
<p>e155 私用の建物の設計・建設用の生産品と用具 design, construction and building products and technology of buildings for private use 私的な利用のために計画・設計・建設された人工的な環境の建物内外を形作る生産品と用具(例:家、住宅)。改造や特別設計がなされたものを含む。 含まれるもの:建物の出入り・建物内の設備・道順に関連する設計・建設用の生産品と用具。</p>
<p>e1550 私用の建物の出入りに関連する設計・建設用の生産品と用具 design, construction and building products and technology for entering and exiting of buildings for private use 私的な利用のために計画・設計・建設された人工的な環境への、出入りに関連する生産品と用具。例えば、自宅の出入り口、携帯用または据え置き式のスロープ、自動扉、ドアの把手、水平ドアの出入り口などの設計や建設。</p>

項 目 (新)
<p>e1500 公共の建物の出入りに関連する設計・建設用の製品と用具 design, construction and building products and technology for entering and exiting buildings for public use 公共の利用のために計画・設計・建設された人工的な環境への、出入りに関連する製品と用具。例えば、公共の利用のための建物(例:職場、商店、劇場)や公共の建物の、出入り口の設計や建設、移設可能なまたは固定式のスロープ、自動扉、ドアの把手、段差のないドアの出入り口などの設計や建設。</p>
<p>e1501 公共の建物内の設備の利用を容易にする設計・建設用の製品と用具 design, construction and building products and technology for gaining access to facilities inside buildings for public use 公共の利用のために設計・建設された屋内の設備に関連する製品と用具。例えば、手洗いの設備、電話、ループアンテナ、エレベーター、エスカレーター、サーモスタット(温度調節用)。講堂やスタジアムに分散配置された利用容易(アクセスが容易)な座席。</p>
<p>e1502 公共の建物内の道案内・道順・場所表示の配置に関連する設計・建設用の製品と用具 design, construction and building products and technology for way finding, path routing and designation of locations in buildings for public use 公共の利用のために設計・建設された、建物内外の製品と用具であって、建物内や近辺の地理が分かり、行きたい場所の位置を確認することを支援するためのもの。例えば、点字または文字での、標識、廊下の幅や床面の状態の表示、利用容易(アクセスが容易)な売店の案内、また、その他の形式の案内板。</p>
<p>e1503 公共の建物内での人の身体的安全のための設計・建設用の製品と用具 Design, construction and building products and technology for physical safety of persons in buildings for public use 公共の利用のための建物内外の製品と用具であって、安全を確保するためのもの。例えば、ベッドの安全柵や緊急用標識。</p>
<p>e1508 その他の特定の、公共の建物の設計・建設用の製品と用具 design, construction and building products and technology of buildings for public use, other specified</p>
<p>e1509 詳細不明の、公共の建物の設計・建設用の製品と用具 Design, construction and building products and technology of buildings for public use, unspecified</p>
<p>e155 私用の建物の設計・建設用の製品と用具 design, construction and building products and technology of buildings for private use 私的な利用のために計画・設計・建設された人工的な環境の建物内外を形作る製品と用具(例:家、住宅)。改造や特別設計がなされたものを含む。 含まれるもの:建物の出入り・建物内の設備・道順に関連する設計・建設用の製品と用具。</p>
<p>e1550 私用の建物の出入りに関連する設計・建設用の製品と用具 design, construction and building products and technology for entering and exiting of buildings for private use 私的な利用のために計画・設計・建設された人工的な環境への、出入りに関連する製品と用具。例えば、自宅の出入り口、携帯用または据え置き式のスロープ、自動扉、ドアの把手、水平ドアの出入り口などの設計や建設。</p>

項 目 (旧)
e1551 私用の建物内の設備の利用を容易にする設計・建設用の 生産品 と用具 design, construction and building products and technology for gaining access to facilities in buildings for private use 私的な利用のために設計・建設された建物内の設備に関連する 生産品 と用具。例えば、自宅の手洗いの設備、電話、ループアンテナ、キッチンキャビネット、電気器具、電子調節器具。
e1552 私用の建物内の道案内・道順・場所表示の配置に関連する設計・建設用の 生産品 と用具 design, construction and building products and technology for way finding, path routing and designation of locations in buildings for private use 私的な利用のために設計・建設された、建物内外の 生産品 と用具であって、建物内や近辺の地理が分かり、行きたい場所の位置を確認することを支援するためのもの。例えば、点字や文字での標識、廊下の幅や床面の状態の表示。
e1553 私用の建物内での人の身体的安全のための設計・建設用の 生産品 と用具 Design, construction and building products and technology for physical safety of persons in buildings for private use 私的な利用のための建物内外の 生産品 と用具であって、安全を確保するための物品。例えば、安全柵、緊急用標識、危険なもの(武器など)や物質(溶剤、殺虫剤など)の安全な貯蔵など。
e1558 その他の特定の、私用の建物の設計・建設用の 生産品 と用具 design, construction and building products and technology of buildings for private use, other specified
e1559 詳細不明の、私用の建物の設計・建設用の 生産品 と用具 design, construction and building products and technology of buildings for private use, unspecified
e160 土地開発関連の 生産品 と用具 products and technology of land development 土地や領域に関連する 生産品 と用具で、土地利用政策の実行、空間の設計や計画、開発を通じて個人の屋外環境に影響を及ぼすもの。改造や特別設計がなされたものを含む。
e1600 農村の土地開発関連の 生産品 と用具 products and technology of rural land development 農村地区における 生産品 と用具で、農村の土地利用政策の実行、空間の設計や計画、開発を通じて個人の屋外環境に影響を及ぼすもの。例えば、農地、小道、道標。
e1601 郊外の土地開発関連の 生産品 と用具 products and technology of suburban land development 郊外地区における 生産品 と用具で、郊外の土地利用政策の実行、空間の設計や計画、開発を通じて個人の屋外環境に影響を及ぼすもの。例えば、段差が解消された舗道の縁石、小道、道標、街灯。
e1602 都市の土地開発関連の 生産品 と用具 products and technology of urban land development 都市地区における 生産品 と用具で、都市の土地利用政策の実行、空間の設計や計画、開発を通じて個人の屋外環境に影響を及ぼすもの。例えば、段差が解消された舗道の縁石、斜面、道標、街灯。
e1603 公園・自然保護区・野生生物保護区のための 生産品 と用具 products and technology of parks, conservation and wildlife areas 公園、自然保護区、野生生物保護区における 生産品 と用具で、土地利用政策の実行、空間の設計や計画、開発を通じて個人の屋外環境に影響を及ぼすもの。例えば、公園の標識や野生生物保護区内の小道。
e1608 その他の特定の、土地開発関連の 生産品 と用具 products and technology of land development, other specified

項 目 (新)
e1551 私用の建物内の設備の利用を容易にする設計・建設用の 製品 と用具 design, construction and building products and technology for gaining access to facilities in buildings for private use 私的な利用のために設計・建設された建物内の設備に関連する 製品 と用具。例えば、自宅の手洗いの設備、電話、ループアンテナ、キッチンキャビネット、電気器具、電子調節器具。
e1552 私用の建物内の道案内・道順・場所表示の配置に関連する設計・建設用の 製品 と用具 design, construction and building products and technology for way finding, path routing and designation of locations in buildings for private use 私的な利用のために設計・建設された、建物内外の 製品 と用具であって、建物内や近辺の地理が分かり、行きたい場所の位置を確認することを支援するためのもの。例えば、点字や文字での標識、廊下の幅や床面の状態の表示。
e1553 私用の建物内での人の身体的安全のための設計・建設用の 製品 と用具 Design, construction and building products and technology for physical safety of persons in buildings for private use 私的な利用のための建物内外の 製品 と用具であって、安全を確保するための物品。例えば、安全柵、緊急用標識、危険なもの(武器など)や物質(溶剤、殺虫剤など)の安全な貯蔵など。
e1558 その他の特定の、私用の建物の設計・建設用の 製品 と用具 design, construction and building products and technology of buildings for private use, other specified
e1559 詳細不明の、私用の建物の設計・建設用の 製品 と用具 design, construction and building products and technology of buildings for private use, unspecified
e160 土地開発関連の 製品 と用具 products and technology of land development 土地や領域に関連する 製品 と用具で、土地利用政策の実行、空間の設計や計画、開発を通じて個人の屋外環境に影響を及ぼすもの。改造や特別設計がなされたものを含む。
e1600 農村の土地開発関連の 製品 と用具 products and technology of rural land development 農村地区における 製品 と用具で、農村の土地利用政策の実行、空間の設計や計画、開発を通じて個人の屋外環境に影響を及ぼすもの。例えば、農地、小道、道標。
e1601 郊外の土地開発関連の 製品 と用具 products and technology of suburban land development 郊外地区における 製品 と用具で、郊外の土地利用政策の実行、空間の設計や計画、開発を通じて個人の屋外環境に影響を及ぼすもの。例えば、段差が解消された舗道の縁石、小道、道標、街灯。
e1602 都市の土地開発関連の 製品 と用具 products and technology of urban land development 都市地区における 製品 と用具で、都市の土地利用政策の実行、空間の設計や計画、開発を通じて個人の屋外環境に影響を及ぼすもの。例えば、段差が解消された舗道の縁石、斜面、道標、街灯。
e1603 公園・自然保護区・野生生物保護区のための 製品 と用具 products and technology of parks, conservation and wildlife areas 公園、自然保護区、野生生物保護区における 製品 と用具で、土地利用政策の実行、空間の設計や計画、開発を通じて個人の屋外環境に影響を及ぼすもの。例えば、公園の標識や野生生物保護区内の小道。
e1608 その他の特定の、土地開発関連の 製品 と用具 products and technology of land development, other specified

項 目 (旧)
e1609 詳細不明の、土地開発関連の 生産品 と用具 products and technology of land development, unspecified
e165 資産 assets 経済的な交換価値のある 生産品 や事物。例えば、金銭、商品、資産、その他の貴重品で、個人が所有するか、使用权をもつか、小児や被扶養者のための扶養料や遺産によるものなどのように受益権をもつもの。 含まれるもの：有形あるいは無形の 生産品 や商品。経済的資産。
e1650 経済的資産 financial assets 労働や資本財、サービスとの交換媒体になる 生産品 で、金銭やその他の財政手段のようなもの。
e1651 有形の資産 tangible assets 労働や資本財、サービスとの交換媒体になる 生産品 や事物で、家や土地所有権、衣服や食物、技術的物品のようなもの。
e1652 無形の資産 intangible assets 労働や資本財、サービスとの交換媒体になる 生産品 で、知的所有物や知識、技能のようなもの。
e198 その他の特定の、 生産品 と用具 products and technology, other specified
e199 詳細不明の、 生産品 と用具 products and technology, unspecified
第5章 サービス 制度
e510 消費財生産のためのサービス・制度・政策 services, systems and policies for the production of consumer goods 人々によって消費あるいは使用される物と 生産品 の生産について、制御し供給するサービス、制度、政策。
e5100 消費財生産のためのサービス services for the production of consumer goods 消費財と 生産品 を集積、創作、生産、製造するためのサービスやプログラム。例えば、移動、コミュニケーション、教育、交通、就労、家事のために用いる 生産品 と用具。これらのサービスの提供者を含む。
e5102 消費財生産のための政策 policies for the production of consumer goods 消費財や 生産品 を集積、創作、生産、製造するための基準について、どの基準を採用するかといった政策。
e5101 消費財生産のための制度 Systems for the production of consumer goods 行政的に管理や監視を行う機構。例えば、生産品の基準を定める地域機関や国家機関、国際機関(例：国際標準化機構)。消費財や 生産品 の集積や創作、生産、製造について管理する消費者団体。
e5200 土地計画に関連するサービス open space planning services 都市、郊外、農村、レクリエーション、自然保護や環境保護のための土地、集会や商業目的の土地(広場・野外市場)、ある意図をもって使用するための歩行者や乗り物の交通ルートを、計画し、作り、維持することを目的とするサービスとプログラム。これらのサービスの提供者を含む。除かれるもの：公共あるいは私用の建物の設計・建設用の 生産品 と用具(e150・e155)、土地開発関連の 生産品 と用具(e160)。
e5400 交通サービス transportation services 道路や小道、鉄道、空路、水路を活用した公共交通や私的交通により、人や物品を移動させることを目的とするサービスとプログラム。これらのサービスの提供者を含む。除かれるもの：個人的な屋内外の移動と交通のための 生産品 と用具(e120)。

項 目 (新)
e1609 詳細不明の、土地開発関連の 製品 と用具 products and technology of land development, unspecified
e165 資産 assets 経済的な交換価値のある 製品 や事物。例えば、金銭、商品、資産、その他の貴重品で、個人が所有するか、使用权をもつか、小児や被扶養者のための扶養料や遺産によるものなどのように受益権をもつもの。 含まれるもの：有形あるいは無形の 製品 や商品。経済的資産。
e1650 経済的資産 financial assets 労働や資本財、サービスとの交換媒体になる 製品 で、金銭やその他の財政手段のようなもの。
e1651 有形の資産 tangible assets 労働や資本財、サービスとの交換媒体になる 製品 や事物で、家や土地所有権、衣服や食物、技術的物品のようなもの。
e1652 無形の資産 intangible assets 労働や資本財、サービスとの交換媒体になる 製品 で、知的所有物や知識、技能のようなもの。
e198 その他の特定の、 製品 と用具 products and technology, other specified
e199 詳細不明の、 製品 と用具 products and technology, unspecified
第5章 サービス 制度
e510 消費財生産のためのサービス・制度・政策 services, systems and policies for the production of consumer goods 人々によって消費あるいは使用される物と 製品 の生産について、制御し供給するサービス、制度、政策。
e5100 消費財生産のためのサービス services for the production of consumer goods 消費財と 製品 を集積、創作、生産、製造するためのサービスやプログラム。例えば、移動、コミュニケーション、教育、交通、就労、家事のために用いる 製品 と用具。これらのサービスの提供者を含む。
e5102 消費財生産のための政策 policies for the production of consumer goods 消費財や 製品 を集積、創作、生産、製造するための基準について、どの基準を採用するかといった政策。
e5101 消費財生産のための制度 Systems for the production of consumer goods 行政的に管理や監視を行う機構。例えば、生産品の基準を定める地域機関や国家機関、国際機関(例：国際標準化機構)。消費財や 製品 の集積や創作、生産、製造について管理する消費者団体。
e5200 土地計画に関連するサービス open space planning services 都市、郊外、農村、レクリエーション、自然保護や環境保護のための土地、集会や商業目的の土地(広場・野外市場)、ある意図をもって使用するための歩行者や乗り物の交通ルートを、計画し、作り、維持することを目的とするサービスとプログラム。これらのサービスの提供者を含む。除かれるもの：公共あるいは私用の建物の設計・建設用の 製品 と用具(e150・e155)、土地開発関連の 製品 と用具(e160)。
e5400 交通サービス transportation services 道路や小道、鉄道、空路、水路を活用した公共交通や私的交通により、人や物品を移動させることを目的とするサービスとプログラム。これらのサービスの提供者を含む。除かれるもの：個人的な屋内外の移動と交通のための 製品 と用具(e120)。

ICFの活用

－ “「生きることの全体像」についての「共通言語」” として

国立長寿医療センター 研究所
生活機能賦活研究部 大川弥生

I. ICFの活用の原則

1. ICFの活用の仕方：大きく次の2つの側面がある

- 1) 「生活機能モデル」の活用
「統合的・相互作用モデル」として
- 2) 分類そのものの活用
項目の活用と評価点の活用とがある

※両側面を含んだ総合的な活用であるべきで、例えば「生活機能モデル」を離れた、項目だけの使用であってはならない。

2. 「生きることの全体像」をみるための活用

- 「落ちのない」「全レベル・要素にわたる」状態把握が必要
- チェックリストの活用が有効
 - ・ 大項目チェックリスト [資料1]
 - ・ 中項目チェックリスト [資料2]
- レベル・要素間の相互作用の分析
: 「生活機能整理シート」が有効 [資料3]

3. 「共通言語」としての活用

- 1) 専門職間
 - (1) 同一チーム間
 - (2) 各種サービス（施設・機関、行政、等）間
「連携ツール」としての活用
例：医療と介護サービスの間、医療と教育の間、急性期医療とリハの間、等
- 2) 当事者自身の活用－「当事者は生活・人生の専門家」
自己の問題の分析と希望の表出のツールとして [資料4]
- 3) 当事者と専門家間
説明と意見統一の際の共通認識に活用
(例：リハ総合実施計画書、2000年。但し旧ICIDH準拠) [資料5]

Ⅱ. ICF活用の具体例（1）：システム・プログラム

1. 個別事例における効果的プログラム

<医療機関（入院・外来）、介護保険関係（入所・在宅）にて効果検証>

- 1) 目標指向的アプローチ [資料6]
- 2) 目標指向的活動向上プログラム [資料7]
- 3) 目標指向的リハビリテーション・プログラム
- 4) 目標指向的介護

2. 自治体における活用

例：「生活機能向上事業」（2003年～都市近郊市、推進本部長：市長）

（生活機能低下予防・向上を「地域づくり」の一環と位置づけるシステム）

1) 高齢者対応

－「介護」の対象は「活動」と位置づけ、「活動」に重点
生活機能低下の予防として参加、環境因子、個人因子を重視

○ 生活機能実態把握（悉皆調査計3回）

⇒ ・「活動」「参加」の重要性、疾病・生活機能の違い等について
共通認識がもてた
・システム構築の基礎

○ 生活機能低下予防対応（含：介護予防）：

・「生活機能相談窓口」

生活機能低下予防の早期発見・早期対応（「水際作戦」として）

・ ICF中項目評価による分析・目標設定

効果：N=377名（平均80.2±9.2歳）

1回の訪問で効果（活動自立度か参加の向上）；58.9%、3回以内に92.2%

- ・ 要介護認定調査時に同時に実施する生活機能評価：「活動」に重点
- ・ 個別介護予防ケアプラン（地域包括支援センター）
- ・ ケアプラン指導（地域包括支援センター）に活用
- ・ 「連携シート」：医療と介護保険サービス間（特に急性期病院の退院時・疾患増悪時）等

2) 災害時対応

・ 生活機能低下予防の観点からの統一方針を市長をリーダー、防災担当、高齢担当、障害担当等で作製

（行政職員、一般市民、民生委員、等による生活機能研修後の意見交換をもとに）

II. ICFの活用(2): 統計ツールとして、等

1. 生活機能の実態把握

⇒ 「活動」・「参加」評価点の基礎資料等

- 1) 自治体調査(6自治体、計24,687名、65歳～、2003年～
内3自治体悉皆、2自治体特定地域悉皆。回収率:79.5%、90.9%～99.9%、
1自治体層別化無作為抽出。回収率:65.5%)
- 2) 医療機関調査(全8病院、内1病院はリハビリテーション専門病院
外来患者計3,358名、入院患者553名、半構造的面接法)
- 3) 災害時調査(65歳～)
 - (1) 新潟県中越地震(2005年、発生5月後):長岡市の避難勧告地域(但し要介護度3以上を除く)2066名中1789名、回収率:86.6%
 - (2) 平成18年豪雪:2,993名中2,690名、回答率:89.9%
 - (3) 能登半島地震(2007年):(発生直後から)避難所生活176名、在宅生活1,298名
 - (4) 富山県入善町高波(発生直後から):2008年:101名

2. 既存統計のICFとの対応検討

例:中高年の生活に関する継続調査[資料8、9]

比較的最近はじまった厚生労働統計調査を例にとって、調査項目とICF項目との対応を検討した。

<参考>障害者の権利に関する条約(仮訳)

第三十一条 統計及び資料の収集

1 締約国は、この条約を実現するための政策を立案し、及び実施することを可能とするための適当な情報(統計資料及び研究資料を含む。)を収集することを約束する。この情報を収集し、及び保存する過程は、次のことを満たさなければならない。

(a)障害者の秘密の保持及びプライバシーの尊重を確保するため、法令によって定められた保護(資料の保護に関する法令を含む。)を遵守すること。

(b)人権及び基本的自由を保護するための国際的に受け入れられた規範並びに統計の収集及び利用に関する倫理上の原則を遵守すること。

2 この条の規定に従って収集された情報は、適宜分類されるものとし、この条約に基づく締約国の義務の履行の評価に役立てるため、並びに障害者がその権利を行使する際に直面する障壁を特定し、及び当該障壁に対処するために利用される。

3 締約国は、これらの統計の普及について責任を負うものとし、障害者及び他の者が当該統計を利用可能とすることを確保する。

3. 厚生行政上指標の検討

例:障害等級

障害種別を越えて共通するICF活動項目について、同一障害間での異なる等級、同一等級の異なる障害種別を比較した。

Ⅲ. ICFの活用の成果

1. 生活機能低下の2つのモデル発見

－「脳卒中モデル」「廃用症候群モデル」－ [資料 10]

1) 「廃用症候群モデル」も予防・改善の対象と位置づける

⇒ 介護予防のターゲットとされた。(2006年介護保険法改正)

⇒ 介護予防でICFが基本的概念となった。

※主治医意見書：・「障害」⇒「生活機能低下」

・「1-(2)症状としての安定性」(健康状態)と「4-(4)サービス利用による生活機能の維持・改善の見通し」を別個に診断

2) 「脳卒中モデル」にも「廃用症候群モデル」の時期があることの発見 (発症前及び集中的リハ期以降)

⇒ リハ・介護のプログラムの改善・向上の必要性

2. 「生活機能低下の悪循環」の発見 [資料 11]

・疾患(健康状態)以外による「活動」「参加」の低下予防の重要性

3. 「生活不活発病発生の3つの契機」の発見 [資料 11]

4. 評価点：

1) 「0：普遍的自立」と「1：限定的自立」者の区別の重要性

「活動」低下の早期発見・効果判定に有効

2) 「3：全面的制限」と「4：実行していない」者の区別の重要性

5. 一般医療機関での生活機能低下予防への積極的介入の必要性－介護予防

1) 外来通院中にも関わらず、生活機能(特に活動)低下者が高頻度

⇒ 働きかけが必要である。

・「活動」の要であり、生活不活発病予防・改善のポイントである歩行の困難の理由として、様々な心身機能低下(運動器障害以外も多し)。

・「つくられた歩行不能」予防の面を含め、歩行補助具(「環境因子」)の活用は不十分であり、一層の活用が必要。

2) 医療と介護の連携(特に退院直後、疾患増悪時の重要性) [資料 12]

6. 災害時生活機能低下（特に生活不活発病）予防の重要性の発見
- ・ 「環境因子」による生活機能低下の典型例
 - ・ 介護予防必要症例の同時多数例発生時
 - ・ 評価点：ハイリスク者発見のために「0：普遍的自立」と「1：限定的自立」の区別が有効
 - ・ 厚労省より生活不活発病予防通知

<参考>

【厚労省】

- ・ 生活不活発病予防通知：
新潟県中越地震以降、新潟県中越沖地震以降は発生当日に通知。
含：生活不活発病チェックリスト、予防マニュアル、啓発チラシ及びポスター（避難者利用者・在宅被災者）等

【内閣府】

- 中山間地等の防災対策に関する検討会報告書（2005年）
－ 高齢者の生活機能低下（生活不活発病）予防 －

7. 連携への活用：「医学モデル」から「統合モデル」へ [資料 13-15]
- － 例：医療と介護の真の連携への活用
 - ・ 「統合モデル」に立った把握・連携を
↳ 「医学モデル」からの脱却
 - ・ 「統合モデル」以前の「医学モデル」に医療側も介護側も、また当事者・国民一般もしばられていた。
 - ・ これまで医療は「治す医療」であり、介護は「補う介護」であるとして、分断されていた。
 - ・ 「統合モデル」に立てば、医療は「治し支える医療」、介護は「よくし助ける介護」となって、両者の真の連携が可能
 - ・ 具体的対応として特に「病気の発症・増悪の時の医療と介護の連携」 [資料 12]
 - ・ 介護の専門性が明確にされる [資料 15]

ICF：活動と参加の大分類チェックリスト

<活動>		<参加>
<input type="checkbox"/> a5	セルフケア※	
<input type="checkbox"/> a6	家庭生活	<input type="checkbox"/> p6
<input type="checkbox"/> a7	対人関係	<input type="checkbox"/> p7
<input type="checkbox"/> a8	教育・仕事・経済	<input type="checkbox"/> p8
<input type="checkbox"/> a9	社会生活・市民生活	<input type="checkbox"/> p9
<input type="checkbox"/> a3	コミュニケーション	
<input type="checkbox"/> a4	運動・移動	
<input type="checkbox"/> a1	学習と知識の応用	
<input type="checkbox"/> a2	一般的な課題と要求	
※	健康に注意すること	<input type="checkbox"/> p570

(問題のある項目の□にLを入れる)

※使用法：「生活機能とは何か－ICF：国際生活機能分類の理解と活用－」
(東大出版会) 参照

活動と参加の使い分け（中分類）：案（大川、上田、2008）

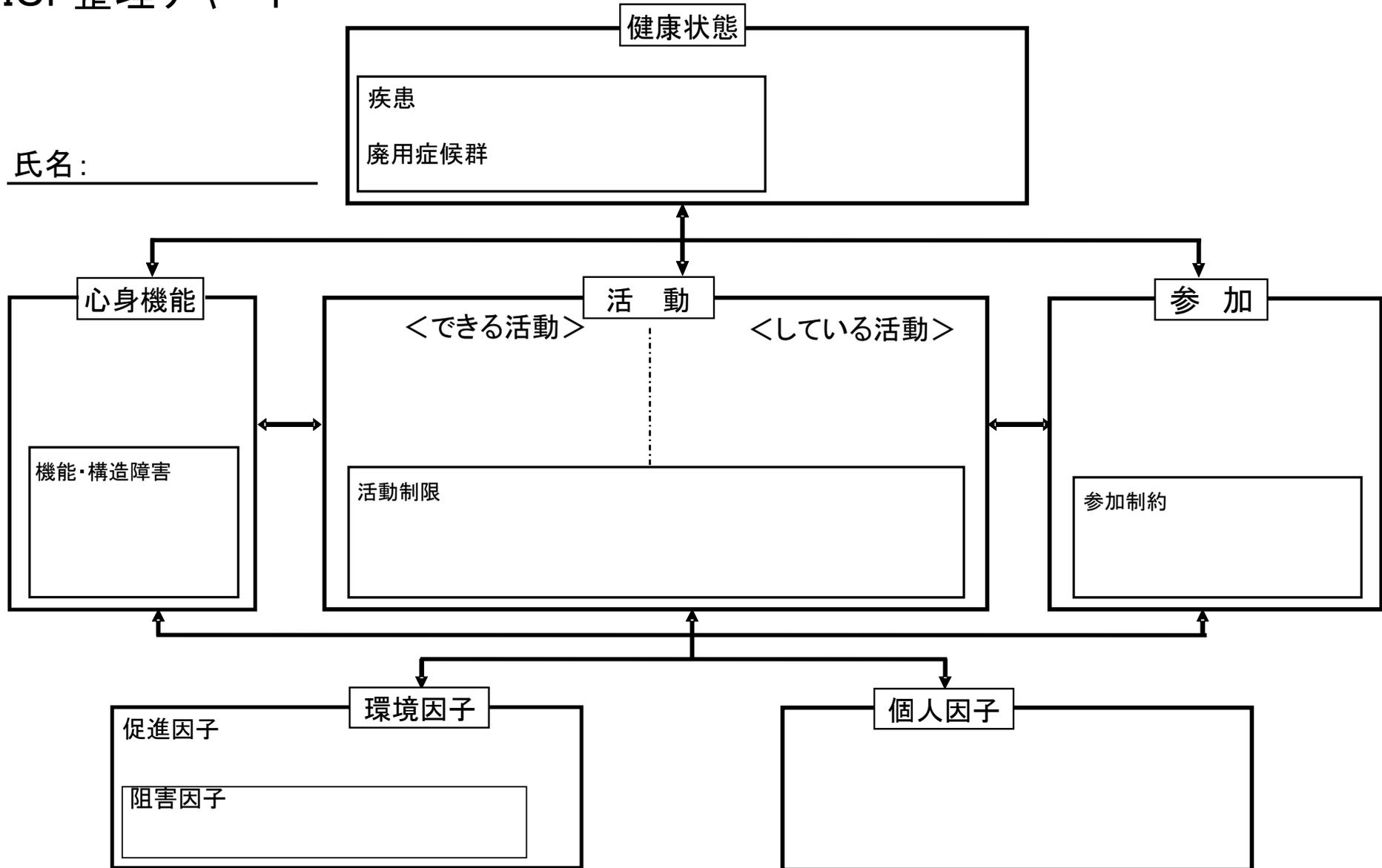
活動					参加						
	環境	実行 状況	能力				実行 状況	能力 (可能性)	環境		
			支援 なし	支援 あり							
5章 セルフケア					a510.	自分の身体を洗う				5章 セルフケア	
					a520.	身体各部の手入れ					
					a530.	排泄					
					a540.	更衣					
					a550.	食べる					
					a560.	飲む					
					a570.	健康に注意する	p570				
					a571	<安全に注意すること>	p571				
6章 家庭生活	必需品の入手									6章 家庭生活	
					a610.	住居の入手	p610.				
					a620.	物品とサービスの入手	p650.				
	家事										
					a630.	調理	へ 家庭 生活 参加				
					a640.	調理以外の家事					
	家庭用品の管理および他者への援助										
					a650.	家庭用品の管理	p660.				
				a660.	他者への援助						
7章 対人関係	一般的な対人関係									7章 対人関係	
					a710.	基本的な対人関係					
					a720.	複雑な対人関係					
	特定な対人関係										
						よく知らない人との関係	p730.				
						公的な関係	p740.				
						非公式な社会的関係	p750.				
						家族関係	p760.				
					親密な関係	p770.					
8章 主要な生活領域 (教育・仕事・経済)	教育									8章 主要な生活領域 (教育・仕事・経済)	
					a810.	非公式な教育	p810.				
					a815.	就学前教育	p815.				
					a816.	<就学前教育時の生活や課外活動>	p816.				
					a820.	学校教育	p820.				
					a825.	職業訓練	p825.				
					a830.	高等教育	p830.				
					a835.	<学校教育時の生活や課外活動>	p835.				
	仕事と雇用										
						見習研修（職業準備）	p840.				
					a845.	仕事の獲得・維持・終了					
						報酬を伴う仕事	p850.				
						無報酬の仕事	p855.				
	経済生活										
						基本的な経済的取引	p860.				
						複雑な経済的取引	p865.				
					経済的自給	p870.					
					<遊びにたずさわる>	p880.					
9章 ライフ・社会 生活・市民生活	コミュニティライフ									9章 ライフ・社会 生活・市民生活	
					a920.	レクリエーションとレジャー	p920.				
					a930.	宗教とスピリチュアリティ	p930.				
						人権	p940.				
					a950.	政治活動と市民権	p950.				

* <イタリック>で示したものはICF-CYで新たに加わった項目。

3章 コミュニケーション	<i>コミュニケーションの理解</i>				
				a310.	話し言葉の理解
				a315.	非言語的メッセージの理解
				a320.	手話によるメッセージの理解
				a325.	書き言葉によるメッセージの理解
	<i>コミュニケーションの表出</i>				
				a330.	話す
				a331.	<言語以前の発語(喃語)>
				a332.	<歌うこと>
				a335.	非言語的メッセージの表出
				a340.	手話によるメッセージの表出
				a345.	書き言葉によるメッセージの表出
	<i>会話並びにコミュニケーション用具および技法の利用</i>				
				a350.	会話
			a355.	ディスカッション	
			a360.	コミュニケーション用具および技法の利用	
4章 運動・移動	<i>姿勢の変換と保持</i>				
				a410.	基本的な姿勢の変換
				a415.	姿勢の保持
				a420.	乗り移り(移乗)
	<i>物の運搬・移動・操作</i>				
				a430.	持ち上げることと運ぶこと
				a435.	下肢で物を動かす
				a440.	細かな手の使用
				a445.	手と腕の使用
				a446.	<細かな足の使用>
	<i>歩行と移動</i>				
				a450.	歩行
				a455.	移動
				a460.	さまざまな場所での移動
			a465.	用具を用いての移動	
<i>交通機関や手段を利用した移動</i>					
			a470.	交通機関や手段の利用	
			a475.	運転や操作	
1章 学習と知識の応用	<i>目的をもった感覚的経験</i>				
				a110.	注意して視る
				a115.	注意して聞く
				a120.	その他の目的のある感覚
	<i>基礎的学習</i>				
				a130.	模倣
				a131.	<物品を扱うことを通しての学習>
				a132.	<情報の獲得>
				a133.	<言葉の習得>
				a134.	<付加的言語の習得>
				a135.	反復
				a137.	<概念の習得>
				a140.	読むことの学習
				a145.	書くことの学習
				a150.	計算の学習
				a155.	技能の習得
	<i>知識の応用</i>				
				a160.	注意を集中する
				a161.	<注意を向けること>
			a163.	思考	
			a166.	読む	
			a170.	書く	
			a172.	計算	
			a175.	問題解決	
			a177.	意思決定	
2章 課題と要求				a210.	単一課題の遂行
				a220.	複数課題の遂行
				a230.	日課の実行(遂行)
				a240.	ストレスとその他の心理的要求への対処
				a250.	<自分の行動を管理すること>

ICF整理チャート

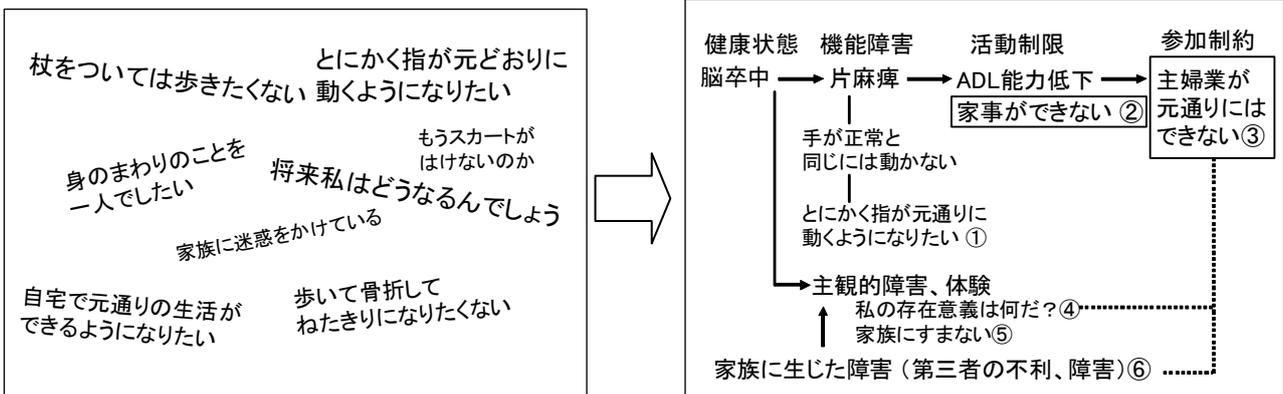
氏名: _____



※使用法: 「生活機能とは何か-ICF: 国際生活機能分類の理解と活用-」

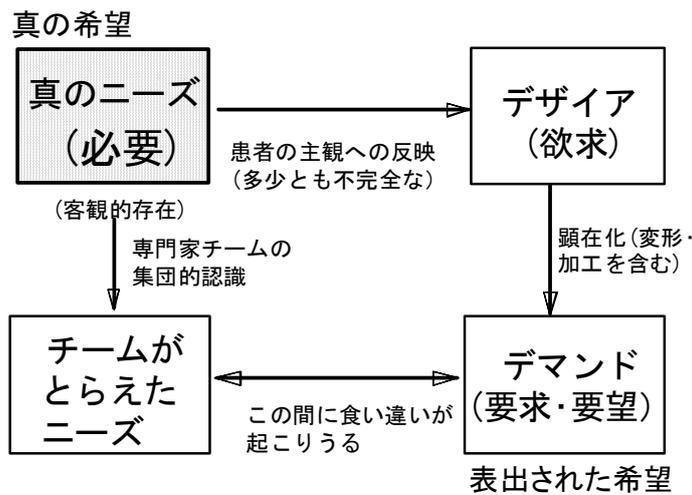
(東大出版会) 参照

真の希望を引き出す



新しいリハビリテーションー人間「復権」への挑戦ー講談社（現代新書） 第7章

参考：希望・ニーズ・デザイン・デマンドの関係



上田敏：リハビリテーションを考えるー障害者の全人間的復権。青木書店、1983

「リハビリテーション（総合）実施計画書」の記入と説明の手順

計画書の作製はリハ・チームにとっては真のチームワーク遂行の最初のプロセスであり、同時にチームと利用者・患者・家族などの当事者との共同作業の出発点である。その要点を下表に示す。

これを定期的にくり返すことで、当事者の自己決定権をチームの専門性で支えるという「車の両輪」がスムーズに進む。

利用者・患者・家族などの当事者は疑問があれば遠慮せずに専門家へ相談すべきであり、誠実にそれに答えるのが専門家の責任である。

表. 計画書の記入と説明の手順

- ・リハとは何かを説明（リハをどう思っているかを聞き、その誤解を解くようにする）
- ・生活機能の全ての側面に働きかけることへの理解促進
 - －手足の動き（心身機能）が不十分でも、生活上の「活動」能力を高め、それによって豊かな人生に「参加」することは可能であることを強調。



リハ（総合）実施計画書記入のステップ

<利用者・家族との共同作業>

タテ軸（生活構造にそった整理）

ヨコ軸（目標(左)設定のための評価(右)）

step 1. 「している活動」を聴取 [書いてきてもらうのもよい]

「お家の生活で何ができなくてお困りですか？」

－手足の不自由さでなく、具体的な“活動”（生活行為）の実行状況を聞く

step 2. 本人・家族の希望の確認・記入

「どのような生活ができればと御希望ですか？」

「できるはずがないと思わずに言ってみてください」

step 3. 「できる活動」（訓練時の能力）を説明

←専門家は「できる活動」を十分に引き出しているかを自問すべき

step 4. 「参加」レベルの「主目標」、「する活動」（活動レベルの目標）を共同決定

「どのような人生を創っていくのか」を一緒に決めていく

step 5. プログラム決定（チーム全体としての方針を決め、その上で職種毎の役割分担）



「計画書」の「交付」



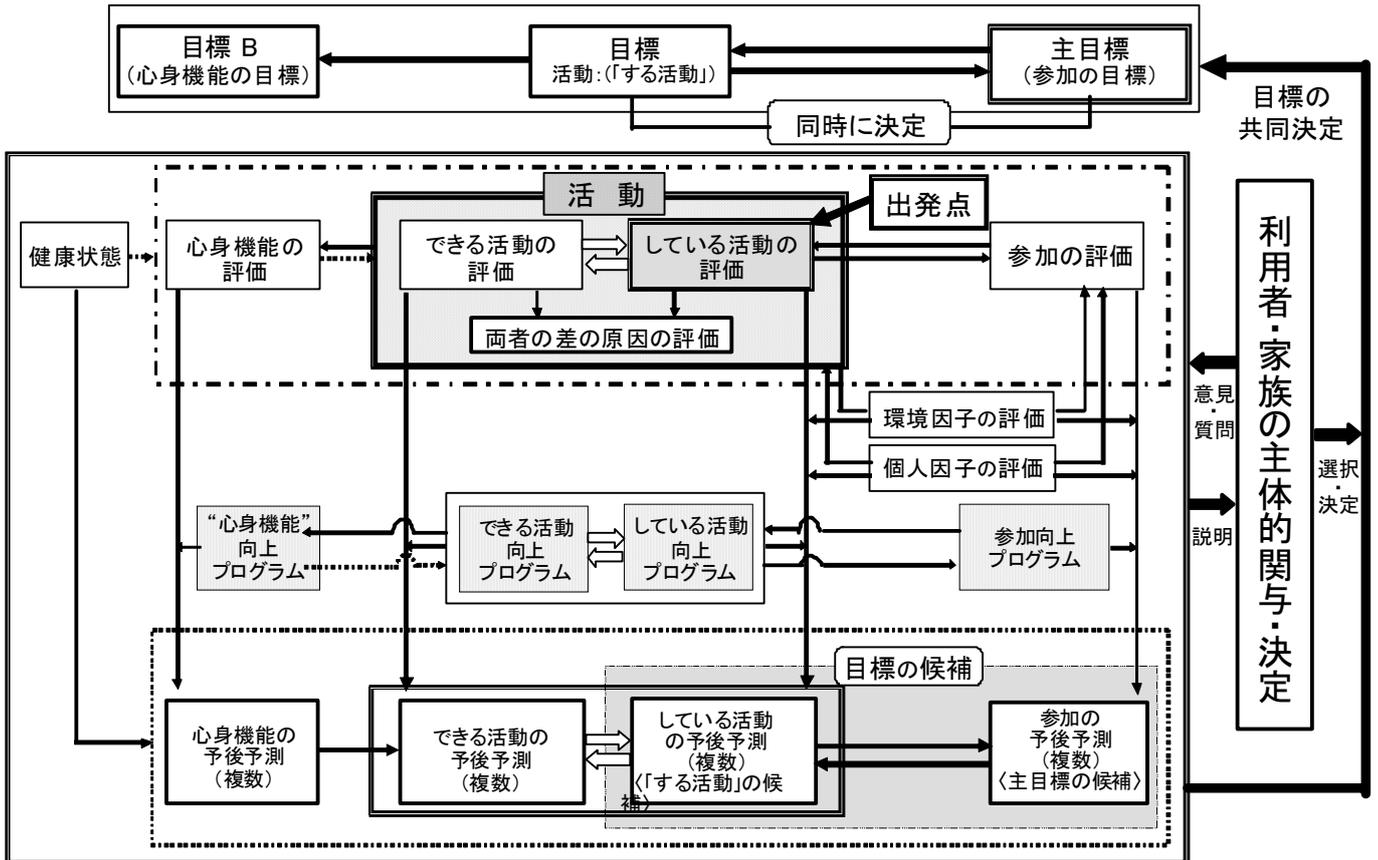
プログラム実行「常に再確認を行う」



定期的な成果確認・計画の見直し（上のプロセスをくりかえす）

目標設定

目標指向的アプローチ



多数の専門職が関与し、それらがバラバラにではなく、その対象個人特有の目標を共有することが不可欠である。

そのために一人ひとりの利用者・患者について「どのような個別的・個性的な新しい人生を創るか」という問題意識に立って、社会的存在としての人間のあり方である参加レベルの「新しい人生」の目標（参加レベルの目標である“主目標”）とその具体的生活像である活動レベルの“目標（「する活動」）”を同時に決め、そしてそれを実現するために必要な心身機能・構造レベルの“目標”を決める。そしてそれらの相互関係を重視しつつ主目標の実現に向けてプログラムをつくり、すべての努力を集中させていくものである。

これらの目標設定のプロセスは図下の大きな枠内にあるように、各レベルにわたる評価の結果や、プログラムをもとにして、予後学（予後に関する知識・経験に立って評価結果、他のレベルの予後予測、提供できるプログラム等を総合判断して予後予測を行なう技術学）によって予後予測を行ない、その上で各患者にとって最良・最適の目標を決めていくのである。

その過程は専門家だけで進めるのではなく、その大枠と右の「本人・家族の主体的関与・決定」とが両方向の矢印で結ばれているように、本人・家族が主体的に関与して進められるべきものである。そして目標設定にも本人・家族が主体的に関与し、最終的には本人・家族が決定するのである。これは専門家が一方的に説明をして家族が単に同意するというものではなく、インフォームド・コオペレーション、すなわち真の協力関係の中での共同決定としてすすめることである。

なお各専門職がこのプロセスの中でどこに重点をおくかは、各職種・各個人の専門性によって異なってくるが、その際各職種は評価・プログラムともに自分が直接的に関与している生活機能レベルだけではなく、図に示しているように各生活機能レベルや様々な因子が相互に関連しあっていることを大前提として、それらを全体像として把握するようつとめなければならない。その上で、例えば理学療法士・作業療法士の直接的な働きかけの対象としては「できる活動」、看護・介護職は「している活動」を重視することが肝要である。

註 1) 参加の具体像としての活動：生活機能構造の視点からみた際重要なことは、参加の具体像が「している活動」であり、両者は不可分であるため、両者間が両方向の矢印で結ばれている。

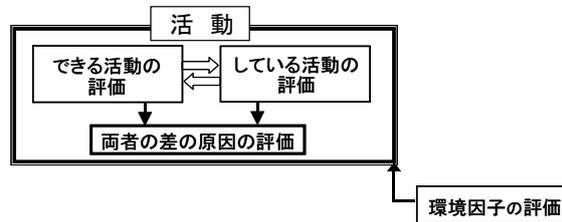
註 2) 「している活動」と「できる活動」：活動を「している活動」と「できる活動」とに明確に区別しているが、互いに緊密な関連性をもっているため、両者を同じ枠内において、その上で両者間を点線で分けている。

詳細は、大川弥生：介護保険サービスとリハビリテーション－ICFに立った自立支援の理念と技法－ 中央法規 2004

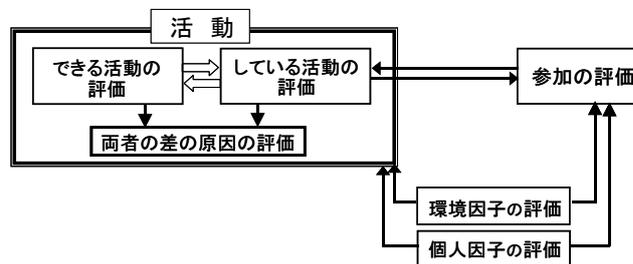
目標指向的アプローチにおける目標設定のプロセス

目標設定のステップ（１）：

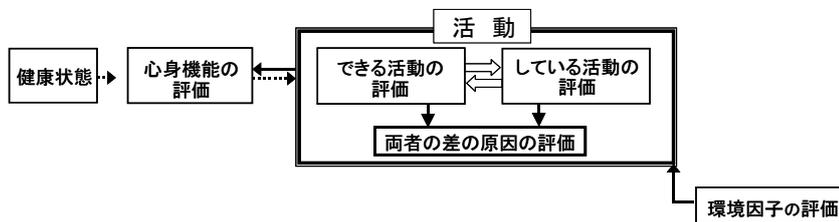
「できる活動」と「している活動」の評価と両者の差の原因の追求



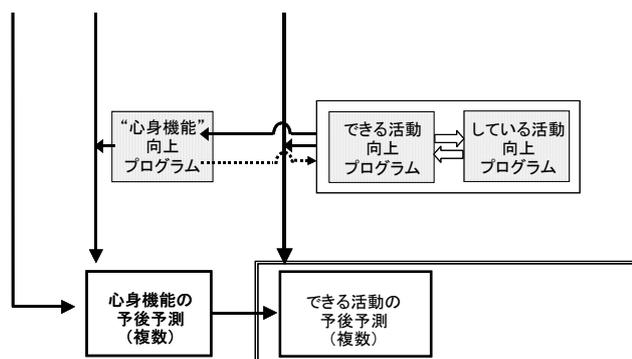
目標設定のステップ（２－１）：参加の評価－活動との関連で



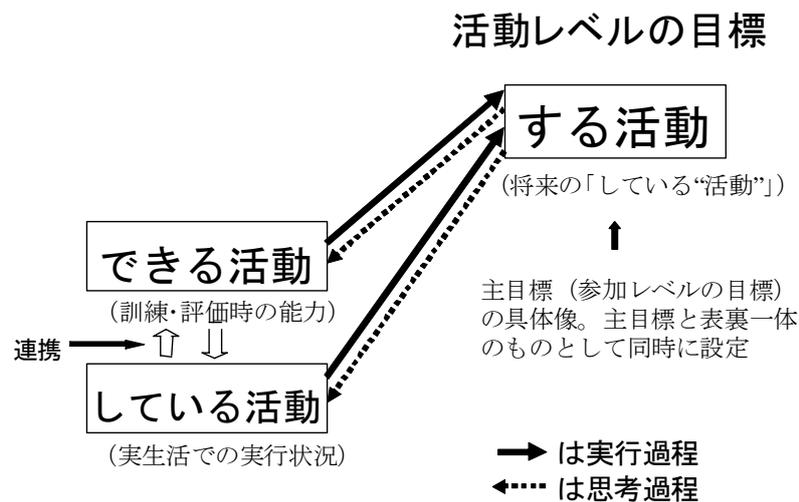
目標設定のステップ（２－２）：活動の評価と健康状態・心身機能の評価



目標設定のステップ（３－１）：「できる活動」の予後予測（心身機能を考慮して）



目標指向的活動向上プログラム



目標指向的活動向上プログラムは、目標である「する活動」向上にむけて、実生活での実行状況である「している活動」と評価・訓練時の能力である「できる活動」を向上させるものである。「している活動」と「できる活動」に対応して結果的に到達させるものではない。

なお「する活動」は目標指向的アプローチの活動レベルの目標に他ならない。

“活動”は単なる自立度（自立、半介助、全介助、等の）程度ですませるのではなく、どのようなやり方（姿勢、補助具、介助法、等）・手順で行うかまで、細部にわたって具体的に評価し、目標として定める。

中高年の生活に関する継続調査票（1） － ICF 分類との対応－

本調査は、平成17年度を初年度として、調査開始時の団塊の世代を含む全国の中高年齢世代の50歳から59歳の男女の追跡、その『健康・就業・社会活動』について、意識面・事実面の変化の過程を継続的に調査し、行動の変化や事象間の関連性等を把握し、高齢者対策等厚生労働行政施策の企画、実施、評価のための基礎資料を得ることを目的としている。

調査時点での必要性に重点が置かれているが、ICFの項目との対応の観点からみていくと次のようである。

1. 全体

- 1) 調査項目は主に「健康状態」と「活動」のうちセルフケア（a570以外）と、特定の「参加」※及びその特定の「参加」に関係の深い「環境因子」・「主観的因子」（価値観、希望など）に対応する。

※特に仕事（p840-p859）、対人関係（p730-p799：家族、同居人）、他者への援助（p660）、コミュニティライフ（p910）、レクリエーションとレジャー（p920）

- 2) 「活動」の項目が少ない

- 3) 「心身機能」の項目も少ない（しかし、これは当事者での判断には限界がある）

- 4) 各要素間の相互関係

- ・活動低下の理由（健11-2）は病気中心であり、「心身機能」は「8. 視覚・聴覚障害」のみ。しかし実は様々な心身機能が関係している。また、その心身機能低下は特定の疾患によるとは限らない。

2. 「活動」

- ・セルフケア（5章）と運動・移動（4章）の一部（a410、a430、a450、a455）と運動の強度（問15）に限っている。
- ・日常生活上の「何らかの困難」の介助の必要性でみている（補11-1）。
- ・交通機関利用（a470）、自動車運転（a475）のような項目も重要であるが含まれていない。
- ・家事、仕事、スポーツ等も「活動」が困難なため制約されることが多いが、これらは現在は該当項目はない。

また「活動」でも、「参加」レベルとの関係は深いですが、その関連をみるものはない。

- ・活動項目の問11の選択肢は、何らかの困難はあるが、「独力で“できる”」となっている。“している”がより適する ⇒ 活動の実行状況（している活動）と能力（できる活動）の区別は重要。
- ・各項目の定義は明確にしていく必要あり（例：活動の基本となる「歩行」について定義を明確に。例：屋外歩行、屋内歩行の別、またトイレにも排泄行為のみか、トイレまでの移動を含むかの別を明らかにする、等）

3. 社会活動（問 32、33）などのように一項目で広い範囲の異なる内容の項目を包含しているものがある。

例：社会参加活動（問 32 では地域行事、ボランティア、高齢者支援等を含む。しかし、問 33 では地域行事と高齢者支援は別項目。このうちボランティアはp855：無報酬の仕事にあたるが、問 32 では無報酬の仕事は別項目※としてある。）

※問 32 「無報酬の仕事（民生委員、保護司、PTA 役員等を含む）」

この他、家の中の役割（p640：調理以外の家事、p650－p669：家庭用品の管理および他者への援助）、生涯学習（p810－p839：教育、等）等も重要だが含まれていない。

4. 健康状態

健康状態は生活習慣病を中心としており（問 8）（糖尿病、心臓病、脳卒中、高血圧、高脂血症、悪性新生物（がん）、これらの診断の有無等は把握される。

他疾患については、

- i) 「病気やケガのための入院」の有無と、
- ii) (補問 11-2) 「日常生活活動の際に困難」を生じることの原因となる理由として関節疾患（関節リウマチ等）、骨折・転倒、その他、のみ

5. 評価点：活動：「日常生活活動の際に困難（問 11-1）」は以下の3段階

- 「困難なし」（回答なし） ー評価点 0、1 の混在※
- 「何らかの困難はあるが、独力でできる」 ー評価点 0、1 の混在
- 「独力ではできないので介助が必要」 ー評価点 2、3（「4：実行していない」が含まれる可能性あり）

※自立を評価点「0：普遍的自立」、「1：限定的自立」を分けることは、低下の鋭敏な指標となる

中高年の生活に関する継続調査票(2)
 - ICF分類と調査項目との対応 -

<凡例>

1. (家)(健)(就)(資)(社)(住)(配)は調査票の区分(楕円でかこって表示)。
 それぞれ家族(問1-6)、健康(問7-17)、就業(問18-29)、資格、能力開発等(問30-31)、社会活動等(問32-33)、住居・家計(問34-38)、配偶者(問39-42)を示す。
2. 「環境因子・個人因子、等」の欄には、調査票の項目が活動または参加のICF項目に対応する場合に關係する因子を示している。<環>はICFの環境因子、<個>は同じく個人因子、<主>は生活機能の主観的側面、<三>は第三者の生活機能を示す。
3. *印は複数の項目に關係するもの。右向き矢印(→)の先にそれ以外の項目を示す。
4. 左向き矢印(←)は關係の深い参加項目を示す。

健康状態				
(健)7 [現在の健康状態はいかがですか?] *(健)8 [6疾患の有・無、通院や服薬、病状の変化、最近1年間の入院] →p570 (健)9 [最近1年間の入院(原因8以外)] *(健)10 [主観、情動、神経症状] →心身機能 b126、b130 →<主> (健)11-2 [日常生活活動の困難の理由] (疾患名中心、心身機能は視覚障害のみ) *(健)16 [健診受診状況] →p570 *(健)補 16-1 [健診の結果] →p570 *(健)補 16-2 [結果への対応] →p570 *(健)17 [健康維持のための心がけ] →p570				
活動		参加	環境因子・個人因子、等	
5章セルフケア				
(健)補 11-1-⑤ [手や顔を洗う]-a5100 (困難の有無、介助必要性のみ)	a510.	自分の身体を洗う		
(健)補 11-1-⑧ [入浴]-a5101 (困難の有無、介助必要性のみ)	a520.	身体各部の手入れ		
(健)補 11-1-⑦ [排せつ] (困難の有無、介助必要性のみ)	a530.	排泄		

(健)補 11-1-④[衣服の着脱] (困難の有無、介助必要性のみ)	a540.	更衣			
(健)補 11-1-⑥[食事] (困難の有無、介助必要性のみ)	a550.	食べる			
* (健)13[飲酒頻度、量]→a570	a560.	飲む			
* (健)13→a560 * (健)14[喫煙・本数]→a598 * (健)15[運動] (負荷 3 段階毎に頻度) →a920	a570.	健康に注意する	p570.	* (健)8 [6 疾患の通院や服薬、病状の変化最近 1 年間の入院] →<健> * (健)12[治療・健康維持のための支出]→p860 * (健)16[健診受診状況]、補 1[結果]、補 2[結果への対応] →<健> * (健)17[健康維持のための心がけ]→<健>	
* (健)14→a570	a598.	その他			
6章家庭生活					
必需品の入手					
	a610.	住居の入手	p610.	* (住)34[住居]住居の変化 (転居; 増改築) →870	<環> (住)34[住居の形態] <環> (住)補 34-1[住居の広さ] <主> (住)補 34-2[住居の広さへの満足度]
* (健)補 11-1-⑩[買い物したものの持ち運び] (困難の有無、介助必要性のみ) →a430	a620.	物品とサービスの入手	p620.	* (配)42 [配偶者との過ごし方] →p770、p850、p855、p910、p920	
(社)32-⑥[家事]	家事				
	a630.	調理	p630.		
	a640.	調理以外の家事	p640.		
家庭用品の管理および他者への援助					
	a650.	家庭用品の管理	p650.		
	a660.	他者への援助	p660.	* (家)5[介護・育児] →p760 * (家)補 5-1[介護・育児の対象との関係・介護時間]→p760 * (家)6[非同居者への経済的支援] (頻度、金額) →p760、860、898 * (社)32-②[社会参加活動: 地域行事、ボランティア、高齢者支援等]→p855、p910 (社)32-⑦[身内の介護] (社)32-⑧[自分の孫や子供の世話] * (社)33-④[子育て支援・教育・文化: 子ども会の役員など]→p910 (社)33-⑤[高齢者支援: 家事支援・移送など]	<環>対象となる他者 (p660 の全てに関係) ←<主>満足度 ←<主>満足度 ←<主>満足度 ←<主>継続の意志 ←<主>継続の意志

7章対人関係				
一般的な対人関係				
	a710.	基本的な対人関係		
	a720.	複雑な対人関係		
特定の対人関係				
	a730.	よく知らない人との関係	p730.	
	a740.	公的な関係	p740.	← * <主> 仕事についての満足度 (職場の人間関係) → p850 ← 補 3-1-収入の有無
	a750.	非公式な社会的関係	p750.	(家) 3 [配偶者以外と同居] - p7503 : 同居者との非公式な関係 (社) 32-③ [近所づきあい] (有無) - p7501 : 隣人との非公式な関係 (社) 32-④ [友達づきあい] (有無) - p7500 : 友人との非公式な関係 ← <主> 満足度 ← <主> 満足度
	a760.	家族関係	p760.	* (家) 5 → p660 * (家) 補 5-1 → p660 * (家) 6 → p660、860、899 ← <三> 経済的支援の必要性 <環境> (家) 3 [同居者] → 補 3-1 [年齢・収入の有無] <環> (家) 4、補 4-1 [非同居家族] → 1年以内の変化
	a770.	親密な関係	p770.	補 2-1 [1年以内の変化] * (配) 42 → p620、p850、p855、p910、p920 <環> (家) 2 [配偶者] <環> (配) 39、40、41、補 41-1、補 41-2 [※配偶者について：最終卒業学校、健康状態、収入源、収入額]
8章主要な生活領域 (教育・仕事・経済)				
教育				
	a810.	非公式な教育※	p810.	* (資) 31-1 [勤め先・公共機関・民間機関等での研修] → p825
	a815.	就学前教育※	p815.	
	a820.	学校教育※	p820.	<個> (家) 1 [最終学歴]
	a825.	職業訓練※	p825.	* (資) 31 [仕事のための能力開発、自己啓発] (有無・方法) → p810、p830、p845
	a830.	高等教育※	p830.	* (資) 31 → p825、845
仕事と雇用				
	a840.	見習研修 (職業準備) ※	p840.	<環> (就) 22 [会社の従業員数] <個> (就) 23 [就職時期]
	a845.	仕事の獲得・維持・終了	p845.	(就) 21 [通勤時間のみ] (就) 補 28-2 : 職探し・開業準備 * (資) 31 → p810、p825、830 (資) 30 [仕事のための免許・資格の取得] <最近1年間> * <環> (就) 24 [定年の有無・年齢] * <主> (就) 25 [仕事について満足度] (能力活用、職場の人

	a850.	報酬を伴う仕事	p850.	(就)18[就労有無] (就)19[仕事種類、勤務形態] (就)20[仕事内容] (就)21[就業日数、就業時間、通勤時間]	間関係、労働条件)→p740 <環>(就)26[勤務先の制度： (再就職の斡旋、再雇用制度、 勤務延長制度) (有無)] <環>(就)27[仕事の後継者有 無(自営業者のみ)] <個>(就)補 27-1[今後の事業 予定] <主>(就)28[職探しの希望の 有無]、補 28-1[希望職種] <主>(就)補 28-3(希望あるも 職探し無の理由) <個>(就)29、補 29-1[過去1年 間にやめた仕事] <個>(就)29-p8452：退職(最 近1年間)、有無、仕事内容、 理由 ←<主>満足度 ←<主>満足度
	a855.	無報酬の仕事	p855.	* (配)42→p620、p770、p855、p910、p920 * (社)32-②→p660、p910 * (社)32-⑤[無報酬の仕事：民生委員、保護 司、PTA 役員等]→p910 * (配)42→p620、p770、p855、p910、p920	
経済生活					
	a860.	基本的な経済的取引	p860.	* (家)6→p660、p760、p898 * (健)12[治療・健康維持のための支出]→ p570	
	a865.	複雑な経済的取引	p865.		
	a870.	経済的自給	p870.	* (住)34[住居] (住宅ローン)→610 (住)35[収入]補 1-収入源、補 2-収入額] (住)36[家計支出額] (住)37[借入金額]	<環>(住)35-1[資産収入]： e165 <環>(住)38[預貯金]：e165
	a898.	その他		[他者への経済的援助] * (家)6→p660、p760、p860	
9章コミュニティライフ・社会生活・市民生活					
	a910.	コミュニティライフ	p910.	* (社)32-②→p660、p855 * (社)32-⑤-p9101→p855 (社)33-③[地域行事：町内会の催しなど] * (社)33-④→p660 (社)33-⑥[その他の社会参加活動] (社)33-①～⑥[町内会・自治会] [NPO・公益 法人等] * (配)42→p620、p770、p855、p855、p920	<主>(社)33-①～⑥-今後の継 続の意志 ←<主>満足度

* (健)15 (負荷 3 段階毎に頻度) →a570	a920.	レクリエーションとレジャー	p920.	(社)32-①[趣味・教養：囲碁、盆栽、旅行など] (社)33-①[趣味・教養] (活動の方法、仲間の種類、活動地域) (社)33-②[スポーツ・健康] * (配)42→p620、p770、p850、p855、p910
	a930.	宗教とスピリチュアリティ	p930.	
	a940.	人権	p940.	
	a950.	政治活動と市民権	p950.	
3章コミュニケーション				
コミュニケーションの理解				
	a310.	話し言葉の理解		
	a315.	非言語的メッセージの理解		
	a320.	手話によるメッセージの理解		
	a325.	書き言葉によるメッセージの理解		
コミュニケーションの表出				
	a330.	話す		
	a335.	非言語的メッセージの表出		
	a340.	手話によるメッセージの表出		
	a345.	書き言葉によるメッセージの表出		
会話並びにコミュニケーション用具および技法の利用				
	a350.	会話		
	a355.	ディスカッション		
	a360.	コミュニケーション用具および技法の利用		
4章運動・移動				
姿勢の変換と保持				
(健)補 11-1-②[ベッドや床からの起き上がり]-a4100 横たわること (困難の有無、介助必要性のみ) (健)補 11-1-③[椅子からの立ち座り] (困難の有無、介助必要性のみ)	a410.	基本的な姿勢の変換		
	a415.	姿勢の保持		
	a420.	乗り移り (移乗)		
物の運搬・移動・操作				
* (健)補 11-1-⑩→a620	a430.	持ち上げることと運ぶこと		
	a435.	下肢で物を動かす		
	a440.	細かな手の使用		
	a445.	手と腕の使用		

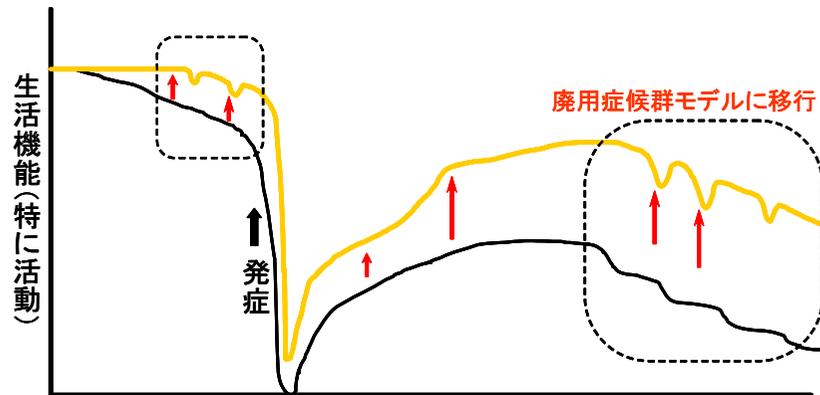
歩行と移動			
(健)補 11-1-①[歩く] (困難の有無、介助必要性のみ)	a450.	歩行	
(健)補 11-1-⑨ [階段昇降]-a4551: 登り降りすること (困難の有無、介助必要性のみ)	a455.	移動	
	a460.	さまざまな場所での移動	
	a465.	用具を用いての移動	
交通機関や手段を利用した移動			
	a470.	交通機関や手段の利用	
	a475.	運転や操作	
1章学習と知識の応用			
目的をもった感覚的経験			
	a110.	注意して視る	
	a115.	注意して聞く	
	a120.	その他の目的のある感覚	
基礎的学習			
	a130.	模倣	
	a135.	反復	
	a140.	読むことの学習	
	a145.	書くことの学習	
	a150.	計算の学習	
	a155.	技能の習得	
知識の応用			
	a160.	注意を集中する	
	a163.	思考	
	a166.	読む	
	a170.	書く	
	a172.	計算	
	a175.	問題解決	
	a177.	意思決定	
2章一般的な課題と要求			
	a210.	単一課題の遂行	
	a220.	複数課題の遂行	
	a230.	日課の実行(遂行)	
	a240.	ストレスとその他の心理的要求への対処	

※これが見ついた項目は中分類どまりで小分類なし※※8 (その他の特定の)、9 (詳細不明) の項目は略してある

生活機能低下の経過

— 2つのモデル* —

脳卒中モデル(脳卒中・骨折など)



廃用症候群モデル(廃用症候群、各種慢性疾患、変形性関節症など)



廃用症候群モデル

従来は「年だから」「病気だから」低下していくのは当然で、不自由になったら介護のみと考えがち

⇒ 技術・システムの向上で、高い生活機能を保つことは可能

○ 現在の課題：対応不十分（一部の症候、疾患群中心）

⇒ 本質的対応（生活の活発化）、国民への啓発

○ 脳卒中モデルにも廃用症候群モデルの時期がある

⇒ 廃用症候群モデルとしての対応必要（“維持期”リハではなく）

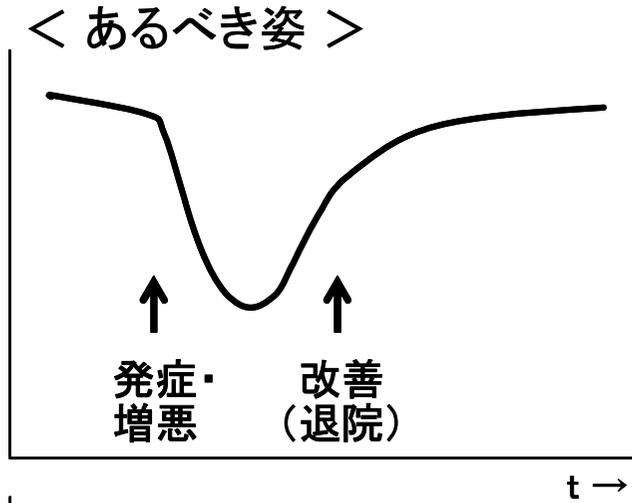
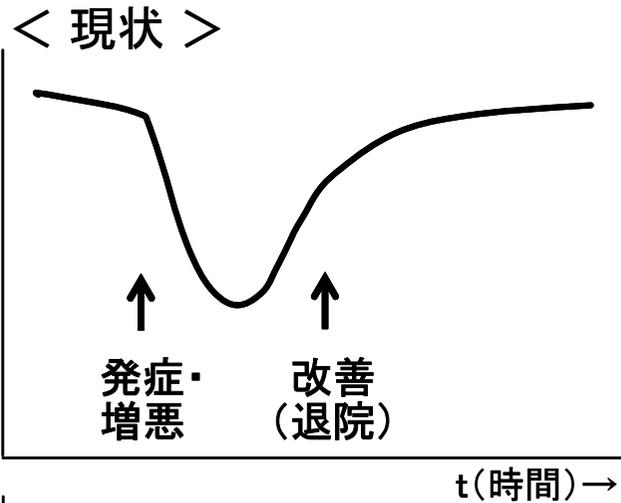
※この他に認知症モデルあり

注：左右の図とも矢印（↑）は今後の介護（「よくし助ける介護」）・リハビリテーション（狭義ではなく広義）等の発展、一般国民の認識の向上により、生活機能の経過（現状：黒線）を大きく向上できること（黄線）を示す

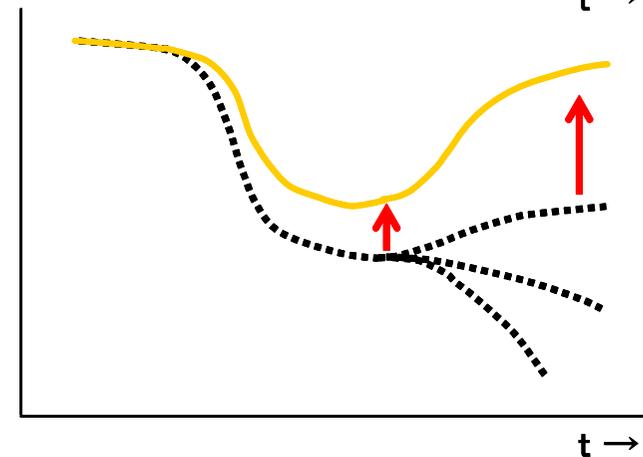
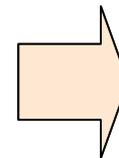
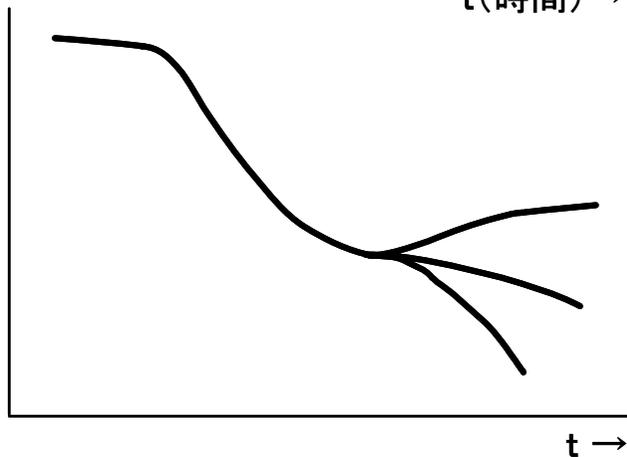
病気の発症・増悪の時の医療と介護の連携

— 生活不活発病予防・改善と「活動」低下への早急な対応 —

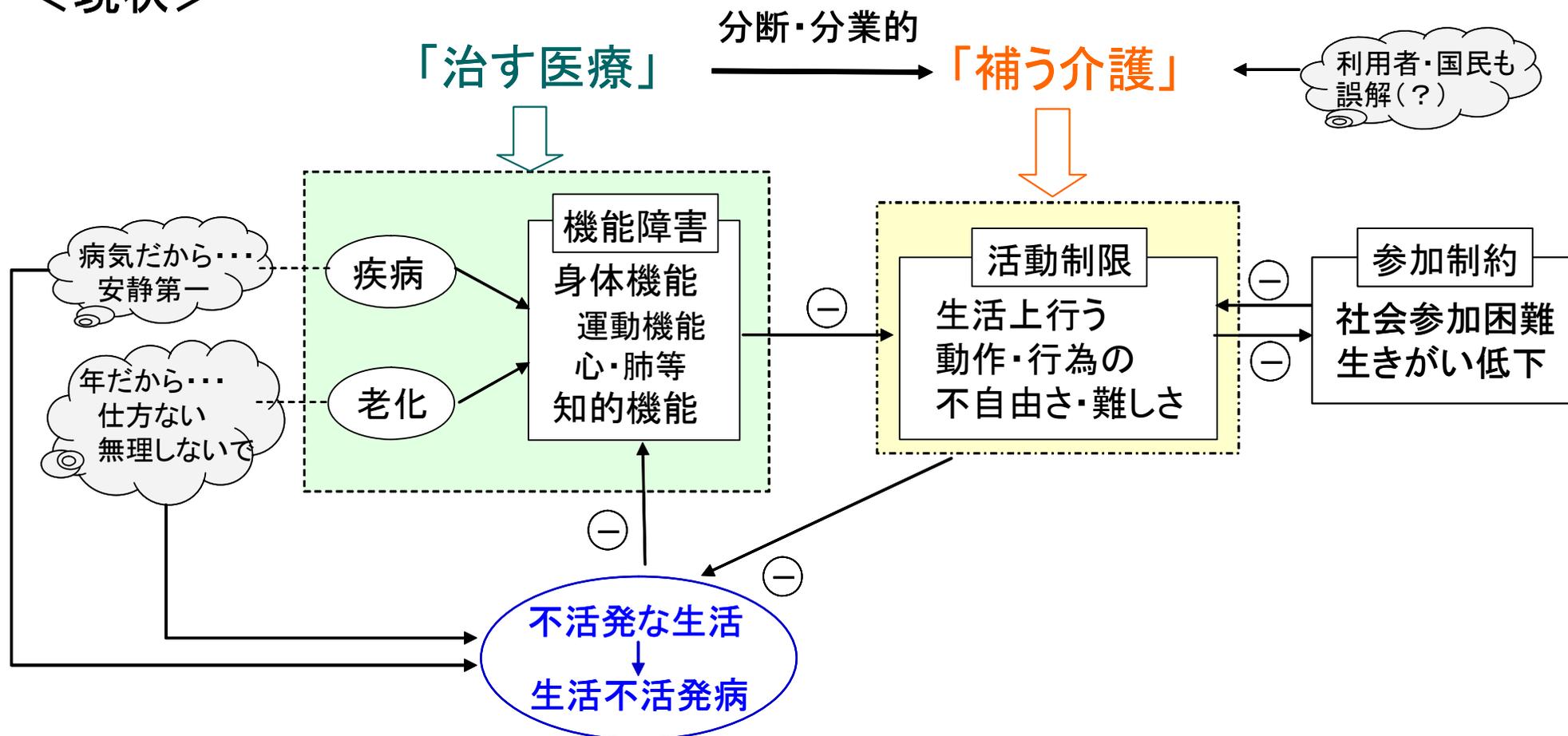
疾患



「活動」



<現状>



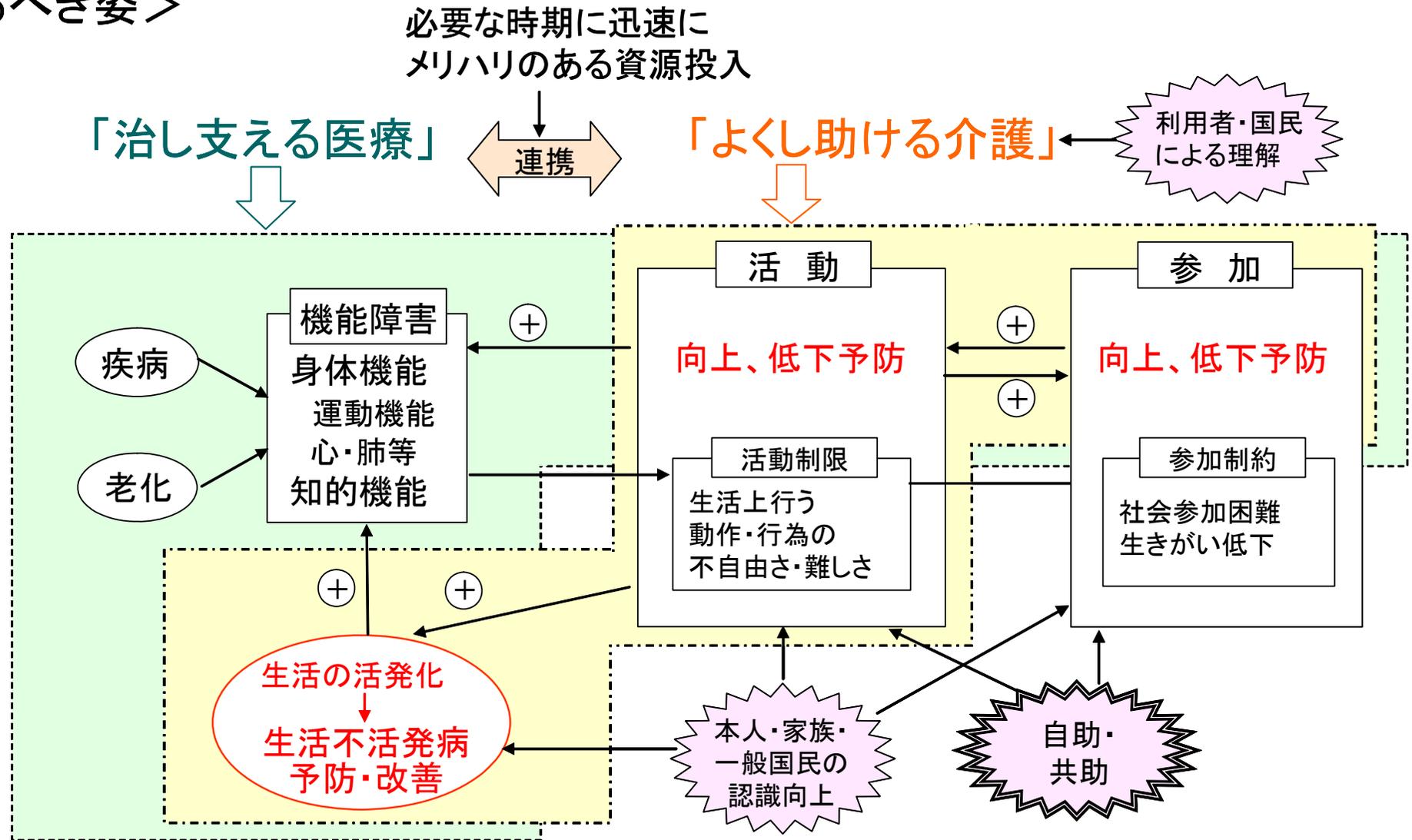
※活動制限：人が家庭・社会で生活している中で行っている目的をもった一つひとつの動作・行為（活動）の困難。

※参加制約：人や社会との関係や役割を持ったり、楽しみや権利を実現すること（参加）の困難。

*生活機能：人が「生きる」ことの全体像、「心身機能・構造」「活動」「参加」の3つのレベルを統合したもの。

医療と介護：分断から共働へ（2）

<あるべき姿>



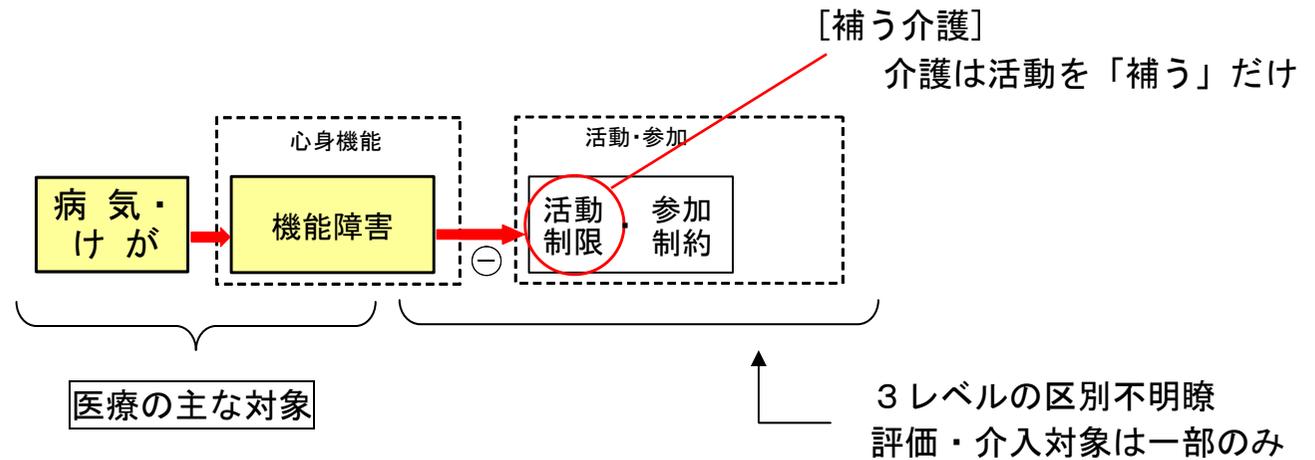
※活動：人が家庭・社会で生活している中で行っている目的をもった一つひとつの動作・行為。すなわち、「参加」を実現するためのあらゆる動作・行為。

※参加：人や社会との関係や役割を持ったり、楽しみや権利を実現すること。

医学モデルから統合モデルへ

<医学モデル>

- 原因：病気が全てを決定する一方向モデル
マイナスモデル
(矢印はマイナス面発生の因果関係)
- 解決：問題発生の因果関係を過大視
機能障害が改善しないと活動・参加の向上はない(活動・参加への対応は補完のみ)

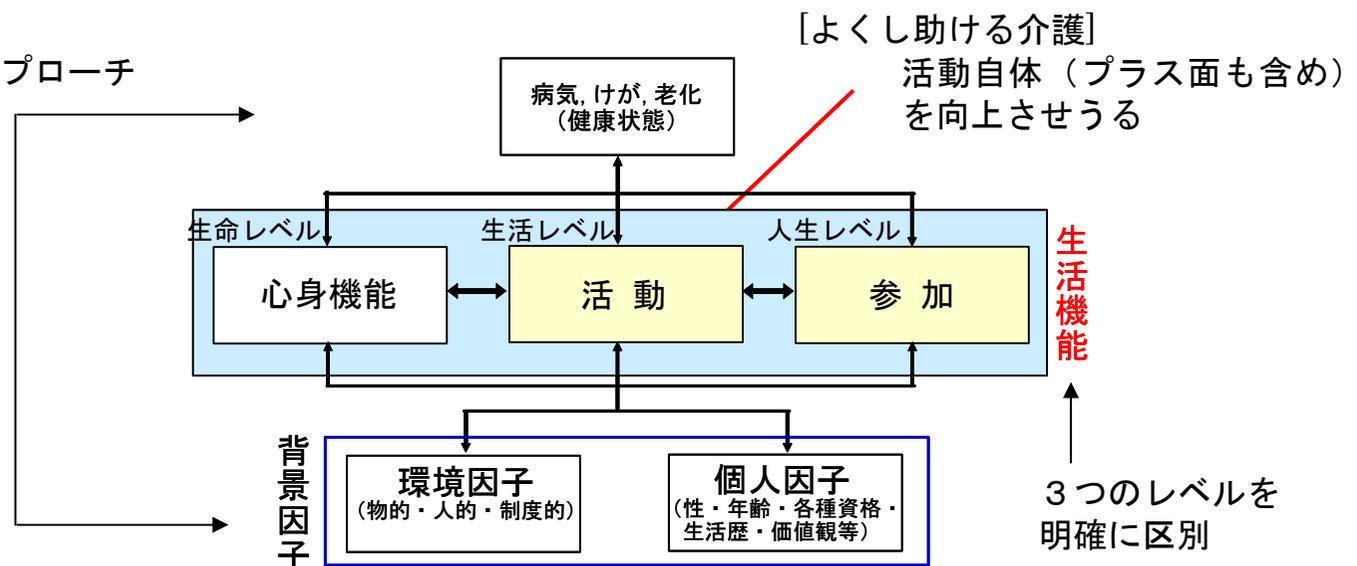


<統合モデル>

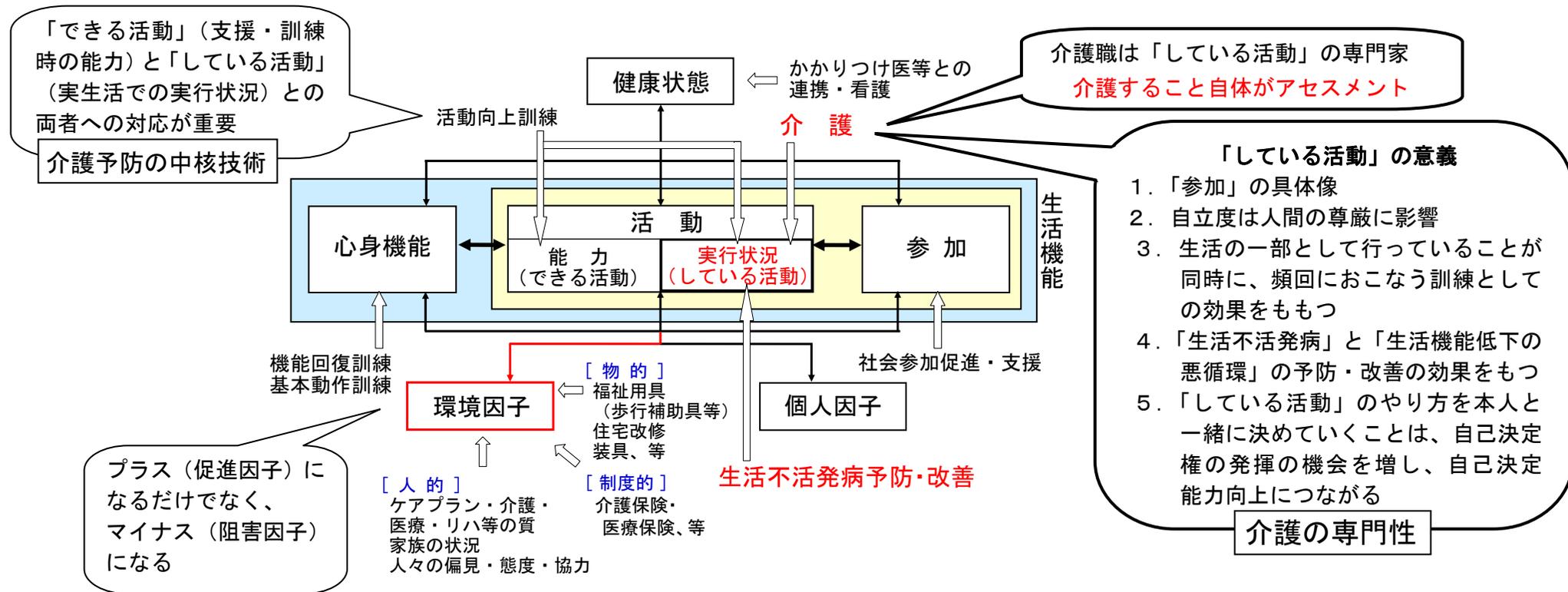
生活機能モデル

：分析にもとづいた統合に立つ総合的アプローチ

- 原因：病気だけでなく、背景因子も重視。
生活機能の3レベル間でも影響しあう
- 解決：
 - 生活機能の各レベルは相対的な独立性をもつ。そのため機能障害が改善しなくても活動自体を改善させることができる。
 - 様々な矢印は互いに影響しあう



統合モデルに立った介護の位置づけ



○ 各種介護（保健）サービス・自助・共助は「環境因子」

- ・生活機能の3つのレベルのどこどの項目に影響しているかをみる。効果判定も同様に
- ・その質を問われる（専門性でもある）
- ・他のより良いサービスはないか？連携すべきものがないか、をみる

[例]：バリアフリー：一人ひとりの一つひとつの活動毎でバリア（阻害因子）にもなり、バリアフリー（促進因子）にもなる（車いす使用者に適することだけがバリアフリーではない。やっと立って歩ける人にはマイナスになることが少なくない。）

○ 介護予防は機能障害中心ではなく、生活不活発病予防と活動向上訓練による生活機能向上！